議事日程

令和3年3月5日(金曜日)午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第2号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について

第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第4号議案 幸田町部設置条例の一部改正について

第5号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第7号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第8号議案 町道路線の認定及び廃止について

第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算

第15号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計予算

第16号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第17号議案 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第18号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計予算

第19号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第20号議案 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第21号議案 令和3年度幸田町水道事業会計予算

第22号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計予算

日程第3 予算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 田境 毅君 2番 石原 昇君 3番 都築幸夫君

4番 鈴木久夫君 5番 伊澤伸一君 6番 黒木 一君

7番 廣野房男君 8番 藤江 徹君 9番 足立初雄君

10番 杉 浦あきら 君 11番 都 築 一 三 君 12番 水 野千代子 君

13番 笹 野 康 男 君 15番 丸 山千代子 君 16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長成瀬 敦君 副 町 長大竹広行君 教 育 長 小野伸之君 企 画 部 長 薮 田 芳 秀 君 参事(企業誘致担当) 夏目隆志君 総 務 部 長 志賀光浩君 参事(税務担当) 山本智弘君 住民こども部長 牧野宏幸君 健康福祉部長 林 保克君 環境経済部長 鳥居栄一君建 設 部 長 羽根渕闘志君 教 育 部 長 吉 本 智 明 君上下水道部長 太田義裕君 消 防 長 都 築 幹 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長山本富雄君

○議長(稲吉照夫君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本 日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(稲吉照夫君) ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長(志賀光浩君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

開会日の補正予算質疑における要求資料及び質疑事前要求資料につきまして、本日お 手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

[総務部長 志賀光浩君 降壇]

○議長(稲吉照夫君) 本日、説明のため、出席を求めた者は理事者14名であります。 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(稲吉照夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 足立初雄君、1 0番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(稲吉照夫君) 日程第2、第2号議案から第8号議案までの7件と第14号議案から第22号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、 質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答 弁をお願いします。 初めに、第2号議案の質疑を行います。 5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番(伊澤伸一君) おはようございます。朝一番に御指名いただきました。

事前に通告をさせていただきましたけれども、監査事務局を2名から3名に増員するという条例改正でありまして、この改正理由が社会情勢の変化に対応するための職員の適正配置だと、こういうふうに提案をされております。私なりに社会情勢がどういうふうに変わってきたのかなというふうに考えましたところ、現下の地方公共団体の置かれている財政状況、これは極めて厳しい状況であると。さらに、今後の展望においてもさらに厳しくなると予想されるものの、明るい兆しというのか、そういうものはないということで、今まではできていたことが普通どおりにできていかなくなる、そういう時代がすぐに到来をするという時代だというふうに思っております。そういう社会情勢の中では、今までスルッと通っていたことも改めてしっかりと監査をして、その使い道を正していかなければいけないという点では、3名に増やされるということは大変意義のあることで、私は賛成であります。

今も言いましたけれども、3名に増えたからといって、今までやっていることを3人で分ける、これでは意味がありません。1人増えた分については、ちゃんと新しい目線で見ていっていただく。そのためにはどういうことが一番必要かというと、もともと町長部局からの職員でございますので、どうしても人間関係上あまり思い切って意見を言うことができにくい。一生懸命監査に徹し切っちゃうと、次に帰ったときに怒られちゃう。そういうふうなことだと、本来の成果が得られないというふうに私は思います。そういう点で、まずこの人員増は歓迎ではありますけれども、何よりも大切なのは、そういうことに対する遠慮のない仕事ができる、そういう職員を配置をしていただくようにすることと、そういうことに対して、それは認めていく度量というのか、そういう点で人事面での対応をまずはお聞きをしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 御承知のとおり、監査委員は独立した執行機関であり、町の財務に関する事務の執行及び事業の運営や管理など法令等に基づいて適正に行われているか、また予算執行が計画的かつ効率的に行われているかといった観点から監査し、住民に公表をする職務を担っております。

監査委員事務局は、監査委員を補助するために設置された機関であり、監査に関する 資料の収集、分析、その事務処理等を行っております。定数増員後も、議員に御心配い ただきましたように、理事者側に遠慮をすることなくと申しますか、また職員同士の慣 れ合いや各部局の状況に左右されることなく、引き続き厳正かつ公平な監査の実施、そ のアシストに今まで以上に努めてまいるということで考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) ありがとうございます。ぜひ、そういうふうにしていっていただき たいというふうに思います。まだまだ税金の使われ方について検証していかなあかん事 例のたくさんあろうかと思いますので、ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。

それから、提案理由の中に社会情勢の変化があるよということがあったわけでありますが、昨年から下水道会計は企業会計化されました。企業会計は、本来、独立採算でやっていかなければならない。経営の在り方をシビアにチェックをしていかなければならない。さらに、集落排水も今後下水に統合していく、そういう考えでありまして、企業会計のルール、そういうものに今の職員が全て精通しているかというと、私はちょっと疑問な部分もあるわけであります。単式簿記で慣れ切った職員がいきなり複式の企業会計で運営をしていく、そういう点もありますし、また外部に委託をしている事業なんかにおきましても、委託先は複式で処理をされている。そういうものに監査をしたときに、簿記のルールもあまりよく分からず単式の考えでチェックしていく、それではあまり効果が得られないような気がいたします。そういう点では、特殊なものについては私は外部監査、そういうのを導入をしていく、それも必要ではないかなというふうに思うわけでありまして、外部監査を充実をしていく、そういうお考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今、議員から御提言をいただきました外部監査制度でございますが、その制度につきましては地方自治法第252条の27に規定されておりまして、地方公共団体の監査機能の専門性及び独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるものでございます。

外部監査には2種類ございまして、包括外部監査契約に基づく監査と個別外部監査契約に基づく監査があります。中核市以上の地方公共団体では包括外部監査契約の締結が義務づけられておりますが、その他の市町村は条例により任意で導入するものとなっております。個別外部監査契約に基づく監査につきましても、条例により任意でということになっているところでございます。

県内15町村では、いずれの町村も外部監査というものは実施をしておりません。このような状況から、現時点では導入する予定ではなく、当面は通常の監査委員による監査にて厳正なチェック機能を果たしていっていただきたいと考えているところでございます。

今、伊澤議員から御指摘のありました、例えば複式簿記での監査ということで慣れない職員がアシストということでは心配だというような点につきましては、ある意味、例えば工事だとか技術的な専門的な監査については、外部監査ではなくて外部委託というような形で、その道に長けた監査委員さんをお願いしてアシストしているという場合もございます。状況に応じて、そのようなこともあり得るのかなということは考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) ただいま答弁がありました、中核市では包括外部監査がもう義務づけられているんだよということであります。これは細かいと言ったらいかんかもしれんですけれども、小さな自治体はそういう必要が全くないということではなくて、それを義務づけることについてはちょっと負担が大きいということで、取りあえずは中核市以上ということにされているような気がいたします。そういうのが必要であることは間違

いないと思いますので、また将来に向けては条例化等で外部監査も検討をしていってい ただけたらなというふうに思います。

次に、2点目、今回の改正ではないわけでありますが、下水道部局には何も改正がありません。選挙管理委員会は、町長部局とのほうの兼務職員の改正がされております。 水道事業につきましては、これは町長部局とは別に定数が定められております。これは 企業会計。それで、下水道も企業会計。なぜ、下水道は町長部局のままなのか、それが 疑問でありますので、そこについてお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 水道事業につきましては、地方公営企業法の規定の全部を適用しており、その職員定数は別に独立して設けられているという状況でございます。その一方、下水道事業は幸田町下水道事業の設置等に関する条例第2条で、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するとあります。地方公営企業法の規定全部ではなく、財務規定について適用するということとしていることから、職員定数につきましては町長の事務部局の職員のうちでということで対応しているところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 今、いろいろ法律を言われたわけでありますが、私は法律の内容は さっぱり分からんもんであれですけど、西尾市、そして蒲郡の条例を見ましても、下水 道部局の定数が別に定められております。今、いろいろ部長が法律を根拠に言われたわ けでありますけれども、私どもの下水道の扱いと西尾、蒲郡の下水道部局、これは違う 根拠で成り立っていると、そういうことなんですかね。そこら辺がちょっとよく分から ないので、改めてお尋ねをいたします。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 私自身も勉強不足の点があると思いますけれども、西尾市なり 蒲郡市なりで下水道事業も別に定数を定めているという状況ということは、幸田町で言 う水道事業と同じように、その事業自体全体が地方公営企業法に基づく適用を受けてい るということで、幸田町で言う水道事業と同じように別に定員を定めているということ であるかと思います。
 - 一方、幸田町の下水道事業については、その事業丸ごとではなくて、財務については 地方公営企業法を適用しますよということになっているということで、事業会計はそう いうふうに持って、ただし、職員については独立したものではなくて通常の町長部局の 中で対応するという形になっているところかと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) よく分かりませんが、そういう解釈で間違いないということを県の 機関等で確認をするとしたら、どこにお尋ねをしたら教えていただけるんですかね。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) すみません、勉強不足で申し訳ございません。どこに聞けばは っきりした答えが得られますということは明確なお答えができません。すみません。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。

- ○5番(伊澤伸一君) 県には、地方自治法で市町村に対する助言を行う義務が定められて おります。それを受けて、愛知県では市町村課がその窓口になっていると思いますので、 市町村課に一度確認をしていただくようにお願いをいたしまして、私の質問は終わりま す。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回、事前通告をいただいての答弁ですので、これに当たって は事前に調査をした上でということでございますが、改めて確認はさせていただきたい と思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。次に、3番、都築幸夫君の質疑を許します。3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) それでは、質問させていただきます。

幸田町の役場の人件費は、ここ数年増加してきているわけでございますが、そういった中で職員の人員増加というのは慎重に行っていく必要があるかと思います。今回は監査委員の事務局職員の定数を2名から3名に引き上げるということでありますが、改めてその必要性の根拠についてお伺いいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今後、財源の不足が懸念され、持続可能な形での行政サービスの提供が必要とされる中、最小の経費で最大の効果が上げられる事業予算の執行が求められております。監査機能の充実強化が図られ、一層の適正な事務処理等の確保が重要視されております。厳正なチェック機能を果たし得る監査の実施に当たり、事前調査や資料作成等、綿密な事前の準備を行う補助機関である監査委員事務局について、その機能の充実強化を図るものであります。それとともに、定員を2人から3人にすることにより、特に独立性の高い監査委員事務局における2人職場の弊害、例えば1人不在だとトイレ等で席も外せない、2人で出かけると留守番もいなくなってしまう等の解消も併せて目指すものであります。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) よく分かりました。監査事務局を今後強化していこうということで、 それに対応したいということでありますが、それでは次の質問でございますが、監査事 務局の人員がどれくらい必要なのかということで、私にはよく分かりませんので、他市 町村ではどうなっているのかということを比較すると参考になると思うのですが、他市 町の状況についてお伺いいたします。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 他市町の御参考になるように人口的にほぼ同規模の県内の6町の状況について御報告をさせていただきます。

東浦町と扶桑町が本町と同じ2人。東郷町と武豊町が3人。蟹江町と大治町が4人という状況でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) ありがとうございます。他市町では2人が3つですか、それで、3

人が3つで、4人が1つということで、2人じゃなくて3人、大体半々ぐらいでしょうかね。そういうことで理解をいたしました。

それでは、どういったタイミングでこの増員を考えているのでしょうか。その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 社会情勢の変化に対応するため、素早く職員の適正配置ができるよう事前に定数の改正を行わさせていただくものでございます。今後さらなる監査機能の強化が必要となり、そのためには事務局の体制強化がぜひとも必要であり、人員的にも職員の加増が可能であると判断したタイミングで増員をさせていただこうと考えております。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) 分かりました。

それでは次に、選挙管理委員会の事務部局の兼務する定員を5名から10人に増やす ということですが、その必要性についてお伺いいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) その必要性といたしましては、選挙管理委員会の書記を兼務する町長部局の職員の数を増やすことによって、選挙の適正な執行と選挙事務以外の通常業務の平準化を図り、加えて選挙特有の事務引継ぎ及び後継者育成の課題を解消するものでございます。

現在の体制は、書記長である総務部長、私を始め総務課職員8人のうち課長以下の4人、計5人が選管職員を兼務しております。当然ながら兼務していないほかの4人も、選挙の際にはその準備から当日の投開票事務、片づけまで従事しておりますことは言うまでもございません。

選挙は毎年あるものではなく、通常の業務ではありません。また、突然にということもございます。したがいまして、その業務の引継ぎ、継承は容易ではない上、公選法、実例、判例は分量も多く難解であり、候補者からの問合せにも迅速に答えなければならないというプレッシャーもあり、選管経験者により全面的なサポートが必要であり、頼りにしているところでございます。そのため、まずは総務部内での選管職員の増員から始め、異動後も選管職員として、あるいはかつての選管経験者に、選挙の際には正規の業務として選挙事務に携わることができる体制をとれる職員配置を目指すものであります。

- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) ちょっと質問をし忘れまして、デメリットはないのでしょうか。それについてもお答えください。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) デメリットでございますが、職員が一旦選管職員として選挙に 携わると、なかなか選挙事務から解放されなくなってしまうという、職員の個人的な事 情以外は役場としてのデメリットは特にはございません。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。

○3番(都築幸夫君) 分かりました。どうもありがとうございます。この定数を10人増 やすということは、大変必要性もよく分かりましたし、またメリットも大きいというこ とが理解できました。また、デメリットもないということでございます。

これも先ほどの監査事務局の場合と同じでございますけれども、今ある人的資源を有効に使っていただいて、効率よく業務を進めていただくようによろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回の改正の趣旨を御理解いただいて議決していただいた上は、 この改正の趣旨を十分に生かした体制、業務として取り組んでまいりたいと思います。 ありがとうございました。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番(伊澤伸一君) それでは、通告に従いまして、お尋ねをしていきます。

この位置がよく分からないので聞くわけでありますけれども、管理職については順次、編成表で見ていくとよく分かるわけですけど、主幹で6%、その上にいくと課長が10%、その上に次長がいて12%、上に部長で20%というふうに、ちゃんと職位に応じて段階的に変わってきている。今回は、そこの部長の中のある特定のものに適用すると、そこだけを25にするんだよというふうに伺ったわけでありますけど、そうしますと部に所属をするのか、あるいは部長と副町長の間というのか、部長の上に置くから25なのか、そこら辺がどういう扱いにされるのか、それをお尋ねをしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 人事上の内容に関わってまいりますので、詳しいことはまだ申せないということでございますが、今回新設を予定しております事業調整監につきましては部長級でありまして、いずれかの部には所属することになります。お尋ねのありました現状の部長と副町長の間に位置するのかということについては、部長でありますので、他の部長と事業調整監との上下関係といいますか、そういうことはなく職的には横並びということでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) ということだと、その部長の職務に加えればいい気がするわけでありまして、5%増やしてやればいいということ、その意味がちょっとよく分からんような気がするわけであります。それと、あとどういう職務を行うのかというのが、それを明確にしておいていただくということは大切なことではないかなというふうに思います。さらに部長職ということになると、現実問題として町長の職務を代理する職員は企画部長ということで決まっております。人事のことなので詳しくは答えられないということだったんですけど、町長の職務を代理する部長が筆頭部長になると思うのですが、それ

ともし違うとなると、職位がくちゃくちゃになっちゃいますよね。下剋上というか、政策を実行していく上では、筆頭部長じゃない序列3番ぐらいの部長が上にいって調整をすると。こういうスタイルになっていっちゃうもので、これはよほど慎重にやっていかないと組織がごつごつしちゃうというか、かえってうまく回っていかなくなっちゃう、そういう懸念をするわけであります。人事のことなのでということで、いろいろお考えであろうかと思いますので、私はそういう懸念を持っているということをまずお伝えをしておきたいと思います。もし答弁いただけるなら答えられる範囲だけで結構でございます。

それと、この議案説明で、町長公約を実現するために25%部長を作るんだよと、こういう説明でありました。これについては、なられた方の立ち位置にもよると思いますけれども、町長の公約だということでストレートに下へそのままぐいぐい押しつけていく、そういう調整はちょっと僕は心配があるわけであります。これがうまくいかないその理由には、公約の中にもいい公約、悪い公約があろうかと思います。岡崎の選挙の結果を見れば、これは歴然だと思います。公約だからということで無理やり進めるのではなくて、やはり、その中にあまりよろしくないと言ったらいかんかもしれないですけど、そのままやるには無理があるというようなことは率直に町長に意見具申ができる、そういう職員、それからそういう仕組みにしていただかないと、これはうまく回らないと思いますので、そういうふうにぜひともお願いをしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) まず、今回新設をいたします事業調整監の職務内容でございますけれども、三ヶ根駅周辺開発や長嶺北部地区福祉ゾーン構想等を始めとする、議員も申されました町長公約事業等の推進のため、部を超えて横断的に事業推進を図るための総合調整を行うことを旨とする職でございます。事業調整監の新設により、従来解決することが困難であった部をまたがる懸案事項等を、複数の部下の強力な連携により、より良い方策を見出しスピード感を持って効果的な推進を図ることを目指しているところでございます。先ほど議員に御心配をいただきました、職位上、町長の代理をする上席の職というのは御指摘のとおり企画部長でございます。その一方、事業調整監が管理職手当上は上位にあるということで、そこら辺の位置と手当の上下のごちゃごちゃということを心配していただいているかと思いますが、多少そういう懸念はあるかもしれませんけれども、その業務との調整を図りながら問題をクリアしていくという姿勢でございます。

それから、意見具申できるということの御提言をいただきました。

業務を迅速かつ的確に事業を推進していくためには、町長の指揮命令の下、関係部局が明確にビジョンを共有し、同じ方向性をもって事業推進を図ることが重要でございます。しかしながら、企画政策部門あるいは現場をつかさどる事業担当部門それぞれでないと把握、理解し切れない情報や事情がございます。事業調整監にはそれらを集約し、調整の上、幸田町の将来のため適切な道筋、意見等を申し上げ、町長以下、職員一丸となって事業を推進していくための今回の組織体制の強化という趣旨でございます。

○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。 9番、足立君。

○9番(足立初雄君) 伊澤議員が質問された中で、私がお伺いしたかった立ち位置については今の部長と横並びであると、同等だということのお答えであったかというふうに思います。

調整監という名称をわざわざつけた、調整部長でもいいんじゃないかなと思うわけですが、この監査、監督の監、監察、これをわざわざつけられたのは何か取り締まるような、あるいは監察的な意味があるのかなということを思わざるを得ないわけでありますけれども、もう少し職務の内容について。例えば、この調整監の下には職員が配置されるのかどうなのか、そういった体制面も含めて説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 職務の内容につきましては、先ほど伊澤議員にもお答えさせていただきましたけれども、町長公約事項の推進のため、部を超えて横断的に事業推進を図るための調整を行うことを旨とする職でございます。そして、その新設によりまして、より良い方策を見出し、スピード感をもって効果的な事業推進を図るということを目指すものであります。そして、事業調整監の部下がいるのか、いないのかということでございますけれども、実際に事業を推進していく上で、事業調整監がいろいろな調整の上で指揮をする中で事務をつかさどる職員というのは当然いるということになるかと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) 普通、部を横断したり、いろいろな課にまたがる、そういう事業を展開する場合は、担当部長あるいは担当課長、そういった名目の職務でいいんじゃないのかなというふうに思うわけであります。職員もいるということですので、調整監が1人で右往左往することはないかなというふうには思います。しかし、この調整監が各部の下まで入っていって、その部長を通り越して部の下の部下まで調整をすることができるのか。ただ、部長だけの調整でしたら、1人か2人、3人というような、そういう部長だけ集めて話合いをすればそれで済んでしまう、そういう中でどのぐらいの職員体制か分かりませんが、本当に調整監が機能をするのかというのが非常に心配をするところであります。それに加えて、先ほど伊澤議員からも質問がありましたが、その調整監に5%上乗せだというような内容の今回は改正をされるということでありますが、この5%の意味合いは何なのか。その辺の必要性について説明をお願いしたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 管理職手当を同等であるほかの部長よりも高くする理由という ことでございますけれども、先ほどから申し上げております、部を超えた横断的な調整 をする中で関係部局を取り仕切る役割を担い、部をまたぐ懸案事項の解決に向けて非常 に重要で難しい業務の遂行を果たす重責を担う職務ということになるため、そういう意 味での5%上乗せという今回の御提案をさせていただいているところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) 国においても、コロナの予防接種は担当大臣が設置されたようであ

りますけれども、果たしてうまく機能しているのかどうなのかということを危惧しております。そういうことで今5%アップした中で難しい業務なのか、私たちにはその辺がまだちょっと理解ができないわけでありますけれども、地方自治法の167条の第1項に副町長の職務が載っております。町長の命を受け、政策及び企画をつかさどるのが副町長の役目だというような内容であります。今回、今御説明のありましたことをするのは、本来は副町長の役目ではないのかというふうに思うわけでありますが、今回の調整監の職務というのは副町長ではできない職務なのか、その辺のなぜできないのかというような説明をいただけたらと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回の事業調整監に期待する職は副町長ではできないのかという御指摘ではございますが、今、議員から教えていただきましたように、副町長については地方自治法の条に定められております。また、地方分権改革などにより行政事務が増大する中で、行政のマネジメント機能の強化を図るため、平成18年に地方自治法が改正をされまして、副町長の職務に政策、企画を推進することが加えられました。議員に教えていただいたとおりでございます。このように、副町長はその役割は非常に重要なものであり、その所管事務も多岐にわたっております。その一方、今回お願いをいたしております事業調整監につきましては、あくまでも三ヶ根駅周辺開発等を始めとした町長公約事業の特定の業務の調整に特化した職務を担うという職であります。そして、大きな違いとしては、副町長は当然部長たちの上に立つ立場であり、部長たちに対しても指導監督的な立場でありますが、事業調整監については、先ほどから申し上げておりますとおり、他の部長たちと同等であると、横並びであるという状況でございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) 副町長等の役割ということでありましたので、私のほうから少し補 足をさせていただきたいと思います。話が具体的でないとちょっと分かりにくいのかな と思います。

事業調整監を選任しても、それを生かすも殺すも私と副町長の責任であります。今回、今、総務部長から言われましたように、三ヶ根駅及び周辺の土地開発構想、そして長嶺地区、坂崎学区、そして長嶺地区については福祉構想も出てきたし、工業団地の話も進みつつあるということであります。まだまだ海のものとも山のものとも定まらないところがあるかもしれませんが、やはりやっていかなければならないということであります。よく考えてみると、事業の計画変更だとか、これから急に動こうと、今のうちにやらないと企業誘致がうまくいかないという非常にタイムリーな世界であります。そういったときに建設部、そして健康福祉部、そして環境経済部、そして総務部ですね。この辺がかなりうまくリンクしないと駄目だと思うんですけれども、ある程度副町長のほうはプロジェクトチームを作ったときの代表であるだとか、3部、4部以上で何かまとめるようなときは絶対副町長の力がないと動かないと思いますけれども、実は言った計画の変更をしたり、この事業を建設部長の管轄じゃなくて農業委員会を持つ環境経済部のほうで早くやってくれないと、これは一緒になって進めないといったときに、やっぱりそれぞれの部長さんたちは自分のセクトがあるので、何でその事業をあせってやらないかん

といったときには、やっぱり事業調整監の方が、ここは他部局のもう一個を構えて一緒になっていかないと、6か月でも早く1年でも早くやらないと進まないぞということが多分あるんじゃないかなと思うし、実は自分も公約上、果たしていくにもそろそろ大詰めの時期であります。これを何らかの形で明確化していくために、ちょっとでも早くするシステムを事業調整監のところにお願いしていくことによって進みやすくなるのかなと思っております。今、お話がありましたように、危惧されるところもあります、人間関係もあります。そういったところをクリアしながら、早く事業展開を横つながりで進めるような形が、今のところは事業調整監というような形がこの令和3年度については一番適当であるかなと思っていますけれども、ベストであるかどうかは分からない。それはやっぱり検証して、また違う体制を整える可能性は十分あるということでよろしくお願いします。

- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) 私も現職時代に、げんき館の建設、その中に保健所が入るということで計画された時期に保健所にいたわけでありますが、保健所のげんき館の建設はほかの部署でやっておりました。なかなかそういう部署と保健所が実際に仕事をしている部署私たちとの意見の疎通、意思の疎通というのはなかなかうまくいかなかったという経験があるわけであります。そうした中で、今回の調整監の役割、あるいはその調整監がどのぐらいの仕事をやるのか。各部に押しつけるだけではないのか。そういった心配を、やはり経験として持っているわけであります。そういったことで、そこにさらに管理職手当を上乗せというような待遇がついてくる。しかし、給料の待遇はしたけれども、じゃあ、部長の上、部長たちに対して何か権限が与えられるのかどうなのかというところも心配をするところであります。心配ですので、今、町長がおっしゃったように、やってみないと分らんということもあろうかと思います。不都合なところは改善をしていただくということになろうかなというふうに理解をいたしました。

しかし、ちょっと最後に苦言を呈させていただきます。

この人事は既に着々と進められて、来年度の人事体制は進められているというふうに 思うわけであります。内示は24日というふうに聞いております。そういった中で、こ ういった職員の待遇だとか、部署の新設をこの3月にやるという。非常に私たち議員に 向かって、これをもし否定したらどうなっちゃうのか。そういうことも考えると、もう 少し早い時期にこれはお話をいただいて、議論をさせていただけたらなというふうに思 うところであります。

以上で、私の質問を終わります。

- ○議長(稲吉照夫君) 答弁よろしいですか。
- ○9番(足立初雄君) いいです。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

- ○議長(稲吉照夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、3番、都築幸夫君の質問を許します。 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) それでは、質問させていただきますが、事業調整監という役職ですが、これは幸田町では初めてだということだと思いますが、他市町でこれに相当するような職位はあるのでしょうか。御存じでしたら教えていただきたいと思います。また、あった場合に手当はどうなるのかということも含めてお尋ねしたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回お願いをいたしております事業調整監のような、同様の任 務を負った職が他の町にあるのかというお尋ねでございます。

よその市政あるいは町政等の総合的な政策調整ではなくて、今回の事業調整監のような特定の事業について、部を超えて横断的な調整を職務とするような職につきましては、調べた限り、知る限りでは近隣では見受けられませんでした。

- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) どうもありがとうございます。他市町村にはこういった職位はない ということであります。幸田町独自ということになります。
 - 一つ確認したいのですが、他の市町村での部長職手当というのがどうなっているのか、 その辺もお伺いしたいと思います。お願いします。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 失礼をいたしました。答弁が漏れておりました。 他の市町村の管理職手当の状況でございますが、愛知県下におきまして、扶桑町、豊根村及び本町以外の市町村におきましては、全て条例上、100分の25という決めでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) 分かりました。今の答弁で、今回、部長職の手当を100分の25 に上げるということでございますけれども、今の答弁からしますと、今回の条例で部長 職の管理職手当を100分の25に上げるということで、他市町と同じレベルになると いうことが分かります。今回の事業調整監の年収、退職金への影響額は幾らになるので しょうか、その辺のところをお尋ねいたします。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 事業調整監の管理職手当が7級部長の最高号給、月額44万4,900円の100分の25で、月額を単純計算しますと11万1,225円。実際には、この額を超えない範囲で規則で定めることとなります。他の部長の管理職手当は100分の20以内ということで、現在、規則上、月額8万8,500円と定めております。そうしますと、月額の差が単純計算で2万2,725円、年額では27万2,700円の差となります。厳密には、地域手当で年額8,184円の計算になってくるということで、合わせまして年額で28万884円の差、影響というふうになってございます。ちなみに退職手当については影響いたしません。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。

○3番(都築幸夫君) 分かりました。年収への影響は約28万。それから退職金への影響 はないということでございます。

次に、関連の質問をさせていただきたいと思います。

私自身は、今、部長職を100分の25に全部今回上げるということで、賃上げに反対しているというわけではございませんけれども、こういった今回一律に100分の25に部長職の管理職手当を上げておいて、従前の部長は100分の20、そして事業調整監は100分の25に適用するということでございますけれども、こういった部長職の手当を運用で使い分けるということになると思いますが、これは実質の部長職の賃上げにつながるのではないかということと、それから、賃金の不透明性化につながるのではないかというとと、それから、賃金の不透明性化につながるのではないかというところをちょっと私は心配しているのですが、この辺についてはどう考えられるでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回、事業調整監については管理職手当を100分の20から 100分の25へということをお願いしているわけですけれども、そのようなことが運用でされてしまうことへの懸念、また、その透明性について御心配をいただきました。その点については、今回やろうとすることも運用ではなく、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、この議会におきまして、今回の提案としてはほかの部長もひっくるめた形で、部長職について100分の25という提案をさせていただくわけですけれども、初めから申し上げているように、差し当たり25を適用するのは事業調整監のみですよ、ほかの部長たちについては20のままですよということですけれども、そこら辺のことが、ただ私が言うだけではなくて、幸田町職員の給与の支給等に関する規則という規則の中で、事業調整監については先ほど申し上げました月額11万1,225円の範囲内で幾らか定めると。それから、ほかの部長たちについては8万8,500円というふうに、職とそれに相応した月額の管理職手当が明記されておりますので、そこをもって運用ではなくその規則に基づいた適用をしていくということで、そこら辺のことは御心配には及ばないかなというふうに思っています。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) 分かりました。部長職の手当、これは給与の規則の中で明確にして 不透明にならないようにするというお話でございました。

今回こういった部長職の管理職手当の運用の仕方でございますけれども、私の感覚的には曖昧なような感じがしております。こういった曖昧さがなくて町民にも分かるようなより透明性のあるやり方で進めていただくように、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 透明性については、なるべく町民の方にも理解いただけるよう な形で努めてまいりたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。 次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

○6番(黒木 一君) 私の質問は4点ほどあるんですけれども、ほとんどが今まで質問された方の回答をいただいておりますので、それで最後の4番目だけ改めて御質問させていただきます。

私の民間に勤めたときの経験ですと、同じ年代、今現在の部長さんはほとんどが同じ年代でございますよね。その同じ年代のところから1人だけ100分の25にするとか、そういうのが出てきますと、皆さんそれぞれプライドと自信をお持ちですので調和がとれなくなるんじゃないかなと。結局、一つのことでも相談があっても、じゃあ、おまえがやれよというような感じになるというようなことを懸念しております。皆さんの場合はそういうこともないとは思うんですけれども。

それと、もう一つは、これが例えば毎年毎年、年代が上がっていきますよね。そうすると、1年限りの職なのか、2年、3年とそういう職制を置いてやっていくのか。それは町長の任期に多分関連するのかと思います。だから、僕としては、全く別の人、要するに部外から来てもらう、県から来てもらうとかですね。そういう方を間に置いたほうが、よりスムーズに進むんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回の改正によります内部組織、部長同士での思いまで御心配 をいただきましてありがとうございます。

事業調整監はあくまでも他の部長と同等の職であり、昇格であるとか、そういう上下 関係ではございません。特定の業務において部を超えた調整を図るという重責を担うこ とになる職ということで、先ほどから申し上げているとおりでございます。そういう意 味におきましては、部をまたいで、まさに調和をとるための職というふうに考えている ところでございます。多少なりとも管理職手当において差が出ることになります。それ に基づく心配をいただいているわけでございますが、その差がその職の重責に対してど うなのか。それぞれの受け止めようかなというふうに思うところでございます。

また、そういう職については外から連れてきたほうが丸く収まるんじゃないかという 御提言をいただきました。そういう手段もあるのかなというふうに承らせていただきま す。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) 今、総務部長がおっしゃるとおりであります。多分、事業調整監は 今お話がありましたように、今、部長職がほぼ同じ年齢が占めているということは間違いありません。議員が言われましたように、やっぱり同じ庁舎内であるので、必ずいろいろな競争意欲とか、お互いにそれなりの人間関係はあると思います。しかしながら、誰かが嫌われ役ぐらいをとらないと、町民の方々に対して一つの事業を見せていくという前進の姿勢を示せよとなると、誰かを選ばざるを得ないなと思いますが、今言われましたように、国、県、これも一つの手法だと思います。ただ、自分は任期もあとありませんし、一つの流れを作るには自分の目の前で分かるスタッフでやったほうが早いかなと思いますけれども、やっぱり国、県の方を招くとしっかり面接をさせていただいて、やっぱり1年ぐらいですかね、その方に本当に事業の内容を知っていただいて、次の行為をまた。対外的には立派な名刺をお持ちで肩書も良くなると思うし、人脈も結構ある

と思うんですけど、今は精通しているような事務をもうワンステップやっていこうと思うと、私は内部で登用したほうが、自分の感覚的にはですよ、うまく済むと思います。 もちろん国、県の方々が悪いということは言っておりませんので、よろしくお願いします。

- ○議長(稲吉照夫君) 6番、黒木君。
- ○6番(黒木 一君) ありがとうございました。

それでは、もう一つだけ提案させてもらって終わります。

今、私が申し上げましたように、同年代の部長さんが多いと。その中で、ぜひ、俺が やってやるという気概の人があったらぜひお願いします。

以上です。

○議長(稲吉照夫君) 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

- ○12番(水野千代子君) 今回の条例改正は、事業調整監の設置に伴い、管理職手当の月額の上限を100分の20から100分の25に引き上げる内容の条例改正でございます。私は、管理職手当の年間の手当が幾らかお聞きをするわけでございますが、先ほど月額11万1,225円になるということでお聞きをいたしました。それから、この条例が通った後に規則改正をやるということでございますが、調整監の手当は11万1,225円の範囲内で決めるということでございますが、この規則改正というのは、条例改正をしてすぐやられるのかどうかというのを確認のためにお聞かせを願いたいというふうに思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回議決をいただいて、令和3年4月1日施行で改正をさせて いただきます。
- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) 次に、事業調整監は三ヶ根駅前周辺開発や、先ほどからも出ておりますが、長嶺の北部地区福祉ゾーン構想等土地利用調整を始めとする町長公約等の推進のために、部を超えて横断的に事業推進を図っていくための総合調整役を行うということでございます。事業推進の期間というのは大体決まってるかなというふうに思うわけでございます。それの期間が大体何年かかるのか、もし分かればお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、新規事業というのは、様々な大きな事業も今後予定されていくのかなというふうに思います。そうすると、今言った三ヶ根駅とか長嶺北部、それだけではなくて次から次へと出てくるのではないかなというふうに思うわけであります。ということは、終わりはないのかなというふうに思うわけであります。先ほどの答弁からいいますと、事業調整監はこの事業に特化したということを言われました。特化というと、この2つの事業が終わったら変わるということで理解していいのか、また、それとも先ほど言いましたように、新たな大きな大型の事業も出てくるかもしれません。そうしたときにも継続してこの職を続けていかれるというふうに理解してよいのかどうなのかということ

をお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) まず、事業の期間はということでございますが、三ヶ根駅周辺 開発あるいは長嶺北部地区の福祉ゾーン構想等につきましても、いずれも壮大な構想で ありまして、これから本格着手をしていく事業でございます。つきましては、現段階に おきましてはその着地点、明確な期間はいつまでということはお答えしかねる状況でございます。

それから、この今回設置する事業調整監という職がこれからずっと続くのか、新規事業に対して対応していくのかということでございますが、現時点におきましては先ほどから申し上げていますように、三ヶ根駅周辺、長嶺周辺、この事業に特化をした対応を担っていくということで考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) 今言った特化した事業ということは間違いありません。また、今後 コロナが収束したり、財政状況だとかいろいろなことを考えると、また新しい時代の波 の中で計画を何らかの形で中止だとか、また拡大もあるかもしれません。今言われまし たように、長嶺の坂崎地域の土地利用構想等につきましては、やっとワークショップ等 によりまして地元の合意、総意といいますか、その辺までやっと来ておりますが、まだ どういった地域構想になっていくかということを住民の方々にしっかりと周知する段階 には至っておりません。これは早くやらないといけない。

それから三ヶ根駅、これは三ヶ根駅舎もこれからでありますけれども、やはり海谷地区を始めとしたスーパーシティ構想、これは実は今から公募というような形で挑戦していかなくてはなりません。まず、そこに乗れるか。もし、外れた場合は、次のチャレンジの方法はどうあるかということで、先ほど部長のほうからも大きな事業だということを言われましたけど、やっぱり、これを一つ見据えた上で次の事業かなと思うので、事業調整監につきましてもこの事業が成立するかでさえ今は瀬戸際なので、ここら辺を特化させていただきたいなと思っております。

- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) 分かりました。

三ヶ根駅はこれからスーパーシティ構想というのを、大きなこういう構想もございますので、これも成功しなければいけないというふうに思いますし、今、町長も言われましたように、長嶺北部の地域の土地利用構想というのも本当に大きな事業なのかなというふうに思います。これには地元の皆様の賛成、また調整も大切なのかなというふうに思うわけでございます。まずは、事業調整監というのは、この2つの大きな構想を成功させるために設ける、そういう立ち位置に立って仕事をしてもらうということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどもいろいろな議員さんのほうから出ておりましたが、行政組織というのはどこに所属するのか。これは部長と同じ横並びだよということを言われました。 しかし、席は必要であります。何階のここの席に調整監の席を設けて、ここでまずは仕事をスタートさせるんだという、そういう立ち位置というのはどこら辺を考えておられ るのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回新設するに当たって、どこに行くのかというのが一番関心があられるところかと思いますけれども、それについても2階なのか、3階なのか、1階なのか、4階なのか、そこら辺のところにつきましては人事に直接つながってきてしまいますので、この場での御回答は差し控えさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) 差し控えたいということでございます。

私たちは、年に一度職員の行政組織表というのを頂きます。その中で町長がトップであり、また副町長がその次に連なり、それ以下はばっと部長、課長、云々というのが名前がずっと出てくるわけでございますが、これも4月1日でないと私たちは分からないということでございますので、しっかりと事業調整監が誕生した折には、先ほども言いましたように大きな構想、大きな事業を必ず成功させるために努力もしていっていただきたいし、また最終的には町民の皆さんに喜んでいただけるような結果につなげるようになっていただきたいなというふうに思うわけでございます。

あと、もう一つ、職員と一緒に行動するのかというのもお聞きをしたかったわけですが、先ほどからの質問の中で、職員のほうは部を超えた職員をお願いして、その都度その事業に当たっていくということでございますので理解をいたしました。何にしても大成功されるような職務であることを祈りまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長(稲吉照夫君) 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) 先ほどからかなりの質問が出まして、だんだんといろいろなところが見えてきたところでございますが、しかしながら、疑問もかなりあるわけでございます。そこで、お伺いをいたしますが、先ほどから副町長でできないのかということでありましたけれども、これは、やはり部長職でやるということを言われましたが、今回は部を超えて横断的に事業を推進するということへの取組でありますので、そういう考え方でありますと、プロジェクト的なもので対応するというようなことなのかなというふうに思うわけでありますが、町長は任期も迫っていて、その道を何とかつけたいというようなことを言われましたけれども、じゃあ、例えば部長職が今現在は参事を含めて11人の方が部長職となっておられます。この部長職にさらにその部長職から1人選んで、もう一つの事業調整監という役割をつけて、そして調整をするよということでありますが、それでは自分の部もやらなくちゃならない、さらにいろいろな部をまたいでの仕事もやらなければならないとなったときに、2つの肩書がつくということで理解してよろしいのかなというふうに思いますが、それはいかがかということでございます。

そして、また事業調整監の部下もいらっしゃるよと。この事業調整を行っていくため の部下もいるよということも、先ほどほかの方の質問の中でも言われたわけでございま すけれども、そうすると席が1階になるのか、2階になるのか、3階になるのか分からないけれども、しかしながら、そういうポジションを二重につけて行っていくということは本当にうまくいくのかなと。逆に部長職をつぶしてしまうことになりかねないのかなというふうに思うんですけれども、その辺はやはり切り離してやったほうが私はいいんじゃないかなというふうに思うわけであります。

以前に企業立地を進めていくために企業立地監という、そういう職を設けて事業推進をしてきた経過がございますけれども、そうした大型事業に取り組むというならば、それぞれの部長職の片手間で調整をしていくということでは、やっぱり職員のメンタルの面でも大変じゃないかなと思うんですけれども、その辺のところはいかがかということでございますが。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回の事業調整監に託される職務、任務というのは、議員に御心配いただきましたように誠に重いものであるかと思います。先ほども申し上げましたけれども、ほかの部長が100分の20である中、今回重責を負った事業調整監については100分の25とするということでございますけれども、その100分の5の上乗せがその重責に見合ったものかどうかということもございますけれども、とにかく御心配いただいたような重責があるということでの、今回条例を改正してでの100分の25という配慮ということでございます。

それから、先ほど、かつてあった企業立地監のような形もあるんじゃないかという御提言をいただきました。この先事業を進めていくに当たって、そういう一つのやり方は考えられるということで、御提言としては承りたいというふうに思いますけれども、今回については事業調整監という職を設けることでこの難局を何とか乗り越えていきたいということでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 難局を乗り越えていくという言い方はとてもいい響きに聞こえる わけでございますが、しかしながら、2つの仕事をこなさなければならないという、そ ういう職務は大変な職務だと思うんですよ。なおかつ、幸田町では毎週部長会議あるい は部課長会議という中で事業等の調整やいろいろなことをやっておられるわけでござい ます。副町長の役割はできないけれども、そうした例えばそこの特化した事業ならば、 それを部長間の中でそれぞれ調整をしていくという、そういうことを部長会議の中でで きないのかということなんですけれども、その辺はこのプロジェクト体制をとってやる という方法もなきにしもあらずではないかと思いますが、それはいかがでしょうかとい うことでございます。

それから、この事業調整監、いわゆる7級の部長という同等の格であって調和をとるための職務だよということならば、皆さん同等の対応なのですが、しかしながら、5%アップすることによって、1人だけ、そうすると職員間の私は格差につながってくる、逆に調和がとれなくなってくるのではなかろうかと。うまくいかなくなってくるのではなかろうかなというふうな懸念もするわけですが、そうしたことはどうなのでしょうか。

○議長(稲吉照夫君) 総務部長。

○総務部長(志賀光浩君) 今回、大きな事業を北と南で進めていくに当たって、プロジェクトという形でやっていったらどうかという御提言をいただきました。実質、議員が申されましたとおり、今現在におきましても部長会等々で各部長がそれぞれの懸案事項を持ち寄って、部長間で協議、調整をしているということも当然やっております。また、部長会議という場じゃなくても、関係部長同士で意見交換をすることも当然ございます。今回、事業調整監が部をまたいだ調整を行うということで位置づけを定めたものですから、今後は事業調整監の音頭取りで部をまたいだ調整を進めていくということが、より一層やりやすくなっていくんじゃないかなということを期待しての設置ということでございます。

それから、もう一つが、御心配をいただいている事業調整監と部長との格差ということでございます。先ほど町長のほうからも御発言がありました、部長も人間でございますので、それぞれ思うところはあるかと思います。それは正直なところかなと私も思います。ただ、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、今回事業調整監が担う重責と5%の上乗せ、これはどうなのかという部分においてそれぞれ職員が思うところは様々であるかと思います。それを妬ましく思うのか、そういう取り方はしないのかというところは、人それぞれあるかと思います。少なからずそういう懸念がある中で、それがもし火種があるとすれば、それが顕在化しないように先手先手の対策といいますか、心遣いをしていくということは必要であるという認識は持っております。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) やはり、格差につながるのではないかという、これは私の責任において組織力の強化、また住民の期待に対して応えていくための組織体制だと言うしかないと思います。それで、事業調整監については、今お話がありましたように、やっぱりそれぞれの部長さんたちはすごい見識があって、自分の所属する職務については精通されております。しかしながら、先ほど言いました大きな事業をやっていくのには他部局の力が絶対に必要だし、それによって早くできることもよくあります。でも、それぞれの部長さんは意外と早くできるノウハウを持っているんですね。持っているけれども自分が動くことによって、スタッフだとか、また新しいリスクを負うので、それをあえて隠すではないですよ、ためらうということはあるので、基本的には長嶺の構想も三ヶ根の構想も、1部局と2部局、もしか3部局になるかもしれないけど、そこがタックさえ組めばちょっとでも早く済むと自分は思っています。

副町長という話もありましたけど、今はコロナウイルスの対策関係で、ちょっと数が違ったらごめんなさい、5つ以上のプロジェクトチームを抱えていて、そこに筆頭の副町長も構えているということで、コロナ感染が一番収束ということで、やっぱり役所の行政上一番何が上位にいくかといったら、ここにいくのが多分一番だと思いますけれども、そうはいってもコロナが収束してくるのも確実だし、それに向けて町の今までのイメージ、壮大と言われるような行事もちょっとずつ遅れているんですよ。だから、それをちょっと近づけるためには、今言いましたような組織力の強化につながるものであるという考え方でやらせていただきたいと思います。

それから、やっぱり事業調整監というものをこうやって新たに登場させるわけであり

ますので、先ほど足立議員から言われましたように、もう少し早くこの制度をしっかり、 ぎりぎりではなくて説明すべきであったかなということは私の反省であります。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 町長の思いというのはすごく分かるわけでございますけれども、しかしながら、やはり幸田町の部長職の中でいえば企画部長が筆頭部長でございますし、何よりも企画はいろいろなものを企画をしながら、そして事業を進める。やはり、そういう役割を担っているということからも、本来でいえば、私はいろいろなこうした事業、プロジェクト体制で企画部がやっていく仕事なのかなというふうにも思うわけでございます。そうした点でいえば、別に事業調整ということの役割を負うならば、企画部の体制を整えながら、そして、この5%アップでなくてもやれるんではないのかなというふうにも思うわけであります。やはり、何よりも職員間の調和を乱すような、そういうふうにも思うわけであります。やはり、何よりも職員間の調和を乱すような、そういうなきまして、こうしたものをやるならば、あるいは特別職という形の中で対応するとか、そういうふうに職員間の格差を持ち込まない体制づくり、これをこれからも考えていただきたいということをお願いし、終わりたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) 少しでも早い組織体制というものを今後さらに構築しながら進めた いと思っております。
- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

3番、都築幸夫君の質疑を許します。

3番、都築君。

- ○3番(都築幸夫君) それでは、質問させていただきたいと思いますが、これまで長い間だと思うのですが、文書管理を総務課で、そして文書の公開を企画課でやってきたということですが、このタイミングで変更されるという理由についてお伺いしたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) このタイミングで変更するのはどういうことかということでございます。正直言いまして、このタイミングでということには特に意味はございません。もともと1年前に総務部と企画部の間で、財政課と人事秘書課を移管するということをさせていただきました。その協議に合わせて両部、もうちょっと広い範囲も含めまして、より合理的で効率的な事務のありようを検討しておりました。そこで、検討していた業務の一つが本件でございます。実際にそれを決断するに当たって、このことに付随した他の業務もありまして、そこら辺の調整にちょっと時間を要したため、1年前の組織変更に合わせてスタートを切ることができなかったということで、1年繰延べをして、この1年で調整を進めてきたこのタイミングということであります。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) 分かりました。いろいろ検討を進めてきて、1年かかってこのタイ

ミングだったということで理解できました。

次ですが、今回こういった変更によりまして、その変更で得られる効果ですね。そういった大きな期待を持ってこういうことをやられると思うのですが、その辺の効果とその程度についてお伺いいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) まずもってこれまでのやり方、企画政策課のほうでの対応に問題あるいは支障があったわけではございません。近年、情報公開の請求件数が増加していることから、文書の取扱いについて統括をし、各課で保管している文書の目録等も保管している総務課において情報公開の事務を行うことで、請求文書の特定や所管課への案内等をよりスムーズに行うことができるというメリットがございます。また、実際の開示に当たって判断に迷うことがよくあります。その場合には、従来から町の顧問弁護士に相談する場合がございます。その仲介ももともと総務課がしておりましたので、そういう面でも円滑に事務が進むかと思われます。情報公開に適切に対応できる文書の作成、管理及び公開を総務課が常日頃から一体的に取り組むことにより、情報公開制度のより一層の充実が図られるということが期待されるものでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) よく分かりました。今回の変更は大変メリットというか有益な点が 多くて、よく分かりました。

それから、デメリットについてちょっとお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) デメリットということではございませんけれども、情報公開を 請求される方というのは、役場に対し何がしか思うところがある方である場合が多いと いうことが現実でございます。そういう意味において、そのようなお客様と新たに接す ることとなる総務課のプレッシャーと負担というのはなかなかのものかなということで、 私も心配はしているところでございます。とはいうものの、今回の改正に当たりまして、 役場としてのデメリットは特にないというふうに考えております。
- ○議長(稲吉照夫君) 3番、都築君。
- ○3番(都築幸夫君) 分かりました。デメリットもなくて、非常に有益なメリットの大き い変更だということがよく理解できました。

先ほどちょっと説明がございましたけれども、近年、情報公開の件数が増えてきたということで、この業務はより一層重要性が増してきているのではないかと思います。そういった意味でも、今回の所管課の変更ということによりまして、情報公開がより適切に対応できるようによろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) ありがとうございます。

近年、個人情報を守るということ、その一方で、我々役所等の情報を公開するということの両輪で世の中が大きく回っているという部分がございます。議員の御期待に添え

るよう努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(稲吉照夫君) 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

通告は、資料要求のため、質疑を終わります。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番(伊澤伸一君) 順番にお尋ねをしていきます。

まず、第8期目に介護保険は入ってくるわけでございますけれども、この8期当初の 介護給付金の準備基金、その残高をお知らせいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(林 保克君) 第8期当初の準備基金の残高でございます。1億5,000万円程度を見込んでおります。この額の根拠でありますが、令和元年度末現在の基金残高が1億7,600万円でございました。今年度の令和2年度の実績に基づきまして、この実績額から2,500万円程度の取崩しを見込んでいるため、1億5,000万と見込んだものであります。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) それでは、次に、これは保険料の設定にも大きく関係をしてくるわけでありますが、基金の運用の計画をお尋ねをいたします。

第1年次、それから第2年次、第3年次、それぞれの年度末における基金残高の見込みをお答えいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 令和3年度から令和5年度の3年間の第8期介護保険事業 計画におきます準備基金の取崩しの見込額でございます。総額としまして、3年間で1 億480万円を見込んでおります。各年度の基金残高見込みにつきましては、第1年次 令和3年度末が1億4,200万円、第2年次令和4年度末が1億800万円、第3年 次令和5年度末が4,520万円を見込んでいるところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 分かりました。

この制度のそもそもの組立ては、保険料は3年間その期中は同じ率で払っていただきますよというので、その基本的な考え方は、3年間平均ですので、介護費用は必ず今は右肩上がりで上がっていきます。だから、1年目は平均で取りますのでたまるよと、余る。2年目はトントン、3年目は不足をするから、その1年目に残した分を取り崩して費用に充てると。それで3年間平均でいくというのが大原則というか、この保険料設定

の考え方だというふうに私は思っております。

今、お伺いをいたしますと、第1年次から基金ありきの保険料になっていると思います。800 万円ほど繰り入れないとやっていけないということだと。それで、今期やっていくと、第3年次までにいくと4,000万ちょっとですかね、残が。そうですね、4,500万ということで、1 億円ぐらいはもう取り崩していっちゃう、そういう計画になっているわけであります。これで今期が一番の山であるなら、それはいいと思いますけど、さらに介護給付費が多くなってくる、次の第9期はもっと必要量が多くなると思うんですね。そういう中において、今回基金を取り崩して低く抑えるということは、次の第9期はもっと財源が不足をしてきちゃうんじゃないか、そういう懸念があるわけでございますが。ここら辺の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 議員がおっしゃるとおりで、介護給付費、こうしたものは サービス利用者の増加、その増加の要因となる要支援・要介護者、こうした方々が増加 をしているということでございます。第9期の保険料のほうも上げざるを得ないという ことになるかもしれません。ただ、そういったことをなるべく極力抑えるように事業を 展開して、介護予防だとか、要支援・要介護にならない方を増やしていくということが 大事だというふうに思っております。

それから、やはりこの必要量ということでありますけれども、外部的な要因、事業所が増えたりだとか、先ほど言ったようにこれは内部的な要因、要支援・要介護者を増やさないための地域支援事業であるだとか、こうした事業を展開する必要もございますので、どうしても必要量というのが増えてくるということであります。

以上です。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 分からんでもないですが、今期は基金が残っておりますのでいいわけで、3年間は何とかやっていけるということなわけで、必要以上に基金をため込んでおく必要もないのも事実であります。しかしながら、中長期の見通しを持って、今後の料率設定、それについては長いスパンで将来への影響も含めて、せっかくたまってきた基金なので、本当の山にめちゃくちゃに料金を上げなくても済むような設定というか、そういうふうに心がけていただくようにお願いをしまして、質問を終わります。
- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 中長期的な介護保険料の設定ということでございます。取りあえずは3年間、ここをまず乗り切るということが前提となるわけでございます。その中で中期ということであれば、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、これが間近に迫っております。それから、2040年という高い山がございます。現役世代1.5人が高齢者1人を支え、85歳以上人口が高齢者人口の3割近くになるというようなことも見込まれているところでございますので、こうした推定もしながら今の設定をしているということでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

再開 午前11時03分

- ○議長(稲吉照夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 第8期の介護保険料についてでありますけれども、今回は基準額で月500円、年間6,000円の引上げとなるものでありますけれども、この引き上げた根拠、それから、3年間の給付費総額についての説明を求めたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 基準額で月500円、年間で6,000円の引上げとなります。この引上げの理由としましては、第1号被保険者の増加、要支援・要介護者の増加によります介護サービス・施設サービス利用者の増加が見込まれると予想しているということからでございます。

また、3年間の給付費総額でございますが、63億6,800万円と算出をしております。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 今まで過去におきまして、7回において幸田町の介護保険料の基準額においては大体200円ずつアップしてきた経過があるわけですけれども、8期に至っては、月額にすると2.5倍の引上げになったわけでございます。そういうことから考えると、かなりの大幅引上げと言わざるを得ないというふうに思うわけでありますけれども、これを介護給付費準備基金の活用もしながらやった結果だというふうに思うわけですが、しかしながら、介護給付費準備基金というのはそもそもどのような目的で作られたのか、まずそのこともお伺いしたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) こちらの基金のほうの当初の目的という御質問でございますが、これは文字でこういう形でというふうにお伝えできないわけですけれども、いざというときのためのものというふうに考えることができると思っております。やはり、年度年度の事業を実施する中で、そこで剰余金というのが生じてくると思います。こうしたものを年度間で同じように事業費が推移すればいいわけでございますけれども、やはり年度年度で大きく上昇する、特にこの介護保険というのは毎年毎年上昇を余儀なくされるということで、そうしたことの目的のためにこうした基金というものがあるというふうに認識をしております。
- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 介護給付費準備基金というのは、要するに3年間のこの中で、足りないときにこの中で補うと。ですから、3年間の集計の中でこれを活用するということがそもそもの原則だというふうに思うんですね。ところが、今までためにため込んできて、そのときそのときで介護保険料の上昇を抑えるために取崩しはしてきたわけでございますけれども、しかしながら、1億5,000万円以上の今基金の積立てとなって

きて、そして、その活用もしながら抑えたわけでございますが。そして、先ほどこの根 拠についてお尋ねしたわけでございますけれども、要するに高齢者人口が増えて、そし て要介護・要支援者の人たちの割合も増えてきた。そして、また介護施設あるいは医療 保険施設、こういうように給付する対象も増えてきたと。こういうことで、3年間の給 付費総額が63億にも上がってしまう。こういうのは分からないわけでもないのでござ いますけれども、今まで本当に介護保険料が少額でも住民負担にならないようにやって きたのが、これから一気にこのように第9期になるとますます負担が増えていくと。こ ういう経過も想定をされているということでございますけれども、そうしますと介護保 険料を低く抑える、それはもう幸田町だけの制度では何ともならない、こういうふうな ことにもなってくるのではなかろうかというふうに思うわけであります。そうしますと、 やはり国の国庫支出金を増やしていただいて、国の制度改正の中でやっていく。そして、 住民負担につながらないようにやっていく、このことを私は望むわけでございますけれ ども。しかしながら、今回の介護保険料の引上げというのは、11段階を13段階に増 やしても抑えることができなかったというふうに解釈しなければならないわけでござい ます。今まで幸田町の場合ですと、合計所得金額が600万円以上ということで最高が 決められていたわけでございますが、今度から1,000万円以上に2段階も引き上げ て、しかしながら対象者が少ないということで応能負担割合がなかなか強められなかっ たというか、効果がなかったということにもつながるわけでございますが、そうした点 で先ほど部長が言われたように、元気で過ごせる施策というのをもっと充実させていた だきたいというふうに思うわけであります。そして、また介護保険料に見合った介護が 受けられる状況もやっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 保険料のほうを今回500円のアップということで、過去この制度の中では第2期から第3期に400円上昇したことがございました。このときはつつじヶ丘、これが平成17年に開設された、この影響で平成18年からの第3期が400円上がっている、利用者が増えるであろうということでございまして。今回につきましてもいろいろ地域密着型サービス、グループホームであるだとか、それから先ほど言われました介護事業、こうした地域支援事業、こうしたものが令和4年度以降大きく地域包括の数が3か所になるということで、強力に推進をしていくといった意味でどうしてもこの保険料を上げざるを得なかった。基金の3分の2を活用しても上げざるを得なかったということでございます。何はともあれ介護施策の充実、こうしたものを一生懸命進めていきたいというふうに考えております。
- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番(伊澤伸一君) それでは、お尋ねをいたします。

今回、認定路線がいろいろあるわけでありますが、そのうち17路線に深溝里区画の

名称が使われております。通常は字名が使われているわけでありまして、先般この区域 全体を緑台に字名変更をするということで議決をされたわけでありまして、なぜ緑台が 使用されていないのか、それをまずお尋ねいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 建設部長。
- ○建設部長(羽根渕闘志君) 認定路線名は起終点の地名を基本としていますが、今回の里 区画整理地内の道路については、土地の換地処分後の登記が完了するまでは正式には字 名が変更されていないため、深溝里区画という名称にしていますが、土地の登記完了後 に字名を使用した路線名に変更いたします。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) それは分かりました。換地処分が遅れているというのは、戸籍のほ うの減額補正でも説明されておりますので承知をしました。

ということになりますと、それでは、今回認定する路線がいつから供用されていたのか、それをお知らせをいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 建設部長。
- ○建設部長(羽根渕闘志君) 深溝里区画整理事業の道路完成時期でありますが、平成31 年3月にはおおむねの道路が完成しておりました。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 平成31年3月ということだと、少なくても昨年時点では供用が開始されていて、議会にかけることができたというふうに思うわけでありまして、実際には2年ですかね、供用が開始されてから。この道路認定は1年に1回ということであるなら、それはそれでいいわけで、少なくとも平成31年のときには間に合わなかったにしても、昨年のときにはこの仮地番で道路認定ができたんじゃないかというふうに思うわけでありますが、これがどうしてされなかったのか。そこのところがちょっと不明ですので、お答えいただきたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 建設部長。
- ○建設部長(羽根渕闘志君) 区域内の道路を車両等が通行するようになった後も、道路や 公園などの整備が区画整理組合により順次進められてきており、その後、関係者間によ る協議を進め今回の認定廃止、このような事務手続が進められてまいります。

参考までに直近では岩堀の区画整理、こちらのほうが完了しているわけですが、こちらのほうも平成28年3月には道路の完成をしておりましたが、その後、29年3月に公園遊具が完成し、最終的には30年の7月の換地処分ということで、この前に30年の3月議会で認定の議案を提出させていただいております。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) この道路でありますけど、古いナビと同じで、新しい道が走っていくと空中を飛んでいる、そういう状態になると思うわけであります。これに伴って不都合なこと、例えば道路じゃないところを走っているわけでありますので、これは道路交通法が適用されないとか、管理責任が曖昧になるとか、そういうことがないようならば何も心配する必要はないわけであります。そこら辺のことをちょっとお答えいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 建設部長。
- ○建設部長(羽根渕闘志君) 道路の移管を受ける前は、深溝里土地区画整理組合が管理者であり、事故があった場合は区画整理組合の責任で対応が行われます。具体的には、構造物に瑕疵がある場合の事故については保険に入っております。移管完了後は、道路管理者である幸田町の責任で事故等の対応をすることになります。移管前は、区画整理法に基づく道路でありますが、道路法に基づく道路に準じ交通事故等には対応されます。よって、ほかの路線と区別されることなく、警察等により対応が行われます。このような整理はされておりますが、一般交通の用に供する道路として町道認定することが妥当な路線については、管理移管の協議を適宜進めるべきとは考えております。事業施行者等からの申出を待つのみではなく、道路管理者としの責務に鑑み積極的な調整を心がけてまいります。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番(伊澤伸一君) まず最初に、膨大な資料を出していただきました。大変ありがとう ございました。

資料の2つ目の文化交流関係は、こちらは特別委員会で使わせていただきますが、空き家に関する資料で若干の質疑をさせていただきます。

まず、新聞報道で行われた荻の空き家の件でございます。こちらは本年度予算は3,850万計上されておりまして、本日の資料だと設計監理委託料が550万で工事費が3,300万だよと。あと、消耗品、備品は来年度に計上だということで、今年度は3,850万円とされております。これの必要性、それから使用目的、それから本当に必要があったのかどうか、これをまずお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 今回、空き家の利活用ということにおきまして、こちらの物件に関しましては荻の西中地内にありますものについての既存農家住宅、こういったものについての改修という部分のものでございますけれども、まず区画整理事業によりまして、荻地区につきましては、今後、新しい町というものができていくということが期待されている地区でございます。町といたしましては、この地区におきましてまちづくりですとか、人づくりの拠点となるようなもの。そして、またボランティア団体からもこれは要望があります活動の場ですとか、あるいは幸田町内にはないですけれども、他市にはございますテレワークですとか、コワーキングスペースの確保、こういったようなものを今後新しい町ができていくであろうこの地域におきます整備を考えていきたいというふうに思ったところでございました。そういったものの中で、荻地区におきます立地的な部分をいろいろ検討していく中におきまして、一からこの建物を建築するという考え方ももちろんあるのかというふうには思いますけれども、立地的におきましては、いわゆる幸田町におきます古くからの農家住宅におきます建築物、こういったものも生

かしながらそういった場所を作っていく、こういったものがこの地域には必要であるだろうというふうに思いまして、そして、今回のこの物件についてを検討いたしまして、 予算化を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 私は、福祉で低所得者の関りが結構あったもので変な癖がついているかもしれません。何か考えるときに生活保護の原則、他方他施策がまず優先だよと。ほかにあるなら、それはそちらをおやりなさい。それから、次に資産、それから能力の活用、ほか。これも同じようなものであるかもしれませんが、どうしてもこれ以外にないという場合にしか生活保護は受けられないわけですね。車があるなら車を売れと、売れば何日か食っていけるじゃないかというのが考え方にあるわけでありまして。今、いろいろ使用目的を言われたわけでありますけれども、この地区に限って、先ほど言われたこの用途が特に必要な理由、それがお伺いをしたいのと、テレワークが他市にはあるよと言われたわけでありますけれども、公立が設けているテレワークの拠点がどこにあるのか、あれば見てきたいと思いますので、それをお知らせいただきたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) まず、この地区で必要なのかという部分につきましては、荻地区周辺におきましては国道248号線、こういったものの東西を挟んで、今後、荻谷地区周辺におきましては市街化の拡大という、こういったものの動きがあるというようなことでありますし、それから一方、248号線の東側におきましては、土地改良事業を進めていくというようなこともございます。このような対照的な土地利用が県道芦谷蒲郡線の東西につながれていると、こういったような立地条件の中で、この物件というようなものが沿道の住宅地の中にございまして、将来の市街化区域と調整区域の境、この辺にありまして、旧集落の住民と土地区画整理におきます新しい住民が交流するのにふさわしい場所ではないかというふうに考えているところでございまして、幸田町が今現在進めております総合戦略におきます既存ストックの活用によります「なめらかなまち」というようなものの実現、こういったものを考える中でも適地であるというふうに考えているところでございます。

そして、テレワーキングとか、そういったものについての場所というのはもちろん岡崎市内でも安城でも、いろいろなところにあるということでございます。ただ、基本的には、場所としては公が設置をして運営は民間でやっていただく指定管理とか、そういったような場所というものは例えばJRの安城駅の下のKEY PORTですとか、あるいは岡崎のところにも、これは民間で、公設の部分もあったかと思いますけれども、あるのかなというふうには思っております。イメージ的にはそういったようなところを、いわゆる新しい住民の方あるいは今の住民の方、いろいろな方に自由に使っていただけるような場所を作っていきたいという、そういったような考え方でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 幸田町にテレワークの場所はございませんかというお尋ねはあった でしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。

- ○企画部長(薮田芳秀君) 具体的なこんなものがないかということについては、私のところでは確認はできていないわけでありますけれども、今のこの新しいコロナ禍におきます働き方をいろいろ考えていく中におきましては、やはり近隣の市町には必ずある、今はどちらかというと民間主導の部分が当然多いわけでありますけれども、いまだにできてこないというような部分もございまして、こういったものにおきます新しい働き方を町内にも導入していくようなことが必要であるというふうに考えているところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 特別委員会までに職員に尋ねていただいて、誰か幸田町でテレワー クできるところがないかと聞かれたことがあるかどうか。それは確認しておいてくださ い。

だとしても、それって本当に公がやる仕事なのかなと、素朴な疑問としてですよ。私 たちはやっぱり幸田町民のためにやるわけで、テレワークは幸田町民はみんな自宅でで きるんじゃないですかね。違いますかね。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) まずはテレワークあるいはコワーキングスペース、こういった ものの需要に関するニーズの確認というものについては行っていきたいというふうに思 っております。

もちろん公がこのことについて必ずしもやることなのかという部分については、これはもちろん民間で進むものであるならば、そういったもので整備されていくことが望ましいのではないかというふうには思うところでございます。ただ、今こういった状況の中において、もちろんニーズという部分も予測する中ではありますけれども、そういった施設を備えていくことによります新たな住民の方々のビジネスの背中を押すとか、あるいはほかの市町からも利用のほうを促進させていただくようなこととか、あることによりますメリットという部分も考えてのことだというふうに思っております。ただ、前提といたしましては、これは民間のほうが進めていくものがあるなら、それが一番いいのではないかというふうには思っているところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) 先ほど言われていた荻地区の新規住民の交流だとかテレワーク、仮にそういうのが必要が、需要がゼロだとは言いません。当然どこかで交流をされるわけであるので、そういう施設があればあったほうがいいのかもしれませんけれども、絶対なければならないという理由が必要だと思うんですね。なおかつ今回の資料で、来年度以降は毎年350万出ていきますよという内容になっているわけです。350万税金で払って、誰が何回使うのか。その使い方がここでしかできないのか、ほかでやれないのか。例えば先ほどのどこかテレワークやるところがないですかねというお尋ねがあった場合、あそこに空き家がありますので、家と同じですね、空き家を使うということは、空き家があるから聞いて御覧という紹介だってあるような気がするんですね。もっと本当に必要なのかどうか、しっかりと調査をする必要があると思います。

金額的なことは特別委員会でのほうに委ねていきたいと思いますけれども、町は借地

をどんどん減らしていっているわけであります。既存ストックもどんどん、1割将来に向けて減らしていくというのが公共施設管理計画だと思うんですね。これを民間のものを、先ほど部長は既存ストックの活用だとかというような、ちょっとニュアンスが違うかもしれないけど、あるものを使うからいいような雰囲気で言われたわけでありますが、町としては丸々新しいものを、それも中古物件を町のものに抱え込む、町のストックは多くなるわけでありますね。ちっとも活用になっていない。そこら辺がとても疑問であるわけであります。今回、空き家については荻、それから豊坂支店、駅前銀座、そこら辺について出ているわけでございますけれども、これらについて本当に必要かどうかよく分かりません。

今回の資料でこうた町家をむすびサロンをちょびっとお伺いをいたします。

今年度予算で委託料が100万円、負担金80万円、これは誰に支払うものなのかお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 今、委員のほうから申されましたように、この事業を進めるに 当たりまして、確かに費用というものはかかってくるものということでありまして、な ぜここでやる必要があるのかとか、あるいはこの場所、あるいはこの事業自体の必要性 というようなものについての検証というものだというふうに思っております。もちろん そういったものにつきましては、当然行っていった上でこの事業の必要性があるから、 今後の町のまちづくりに対してこういった施設を設けていくことによりまして、より住 民のための利便性、福祉、あるいはそういったものが向上していくものだというふうに 思って、これは整備のほうはさせていただいていくものでございます。ただ、今私ども が考えるものが、じゃあ、必ずベストなのかと言われますと、もちろんいろいろな方の 御意見もいただきながら、それはやり方も考えていかなければならないというふうな柔 軟な考え方でないといけないのかなというふうに思っているところでございます。です ので、今回の空き家関連、こういったものは従前からも町で事業としては進めさせてい ただいておりますけれども、今回の荻の部分、それから多文化共生の部分と、それから 私どもの部局におきましては駅前銀座の空き店舗の活用という部分であるということで ございます。ですので、そこら辺につきましての使用目的、あるいは必要性も書かせて はいただいておりますけれども、これを達成していくために、それぞれこの目的におき ましては、ここの物件を使ってこういった形でやっていくものが今は現状では望ましい のではないかということで上げさせていただいているものでございます。

それで、をむすびサロンの委託料、こちらにつきましては管理委託を現在シルバー人材センターのほうに管理をお願いしておりますので、利用に当たった後の清掃ですとか、建物の管理といいますか、運営ですね。そういったものにつきましては委託のほうをさせていただいているところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 負担金。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 負担金の80万。それでは、すみません、ちょっと調べて、また後ほど御回答をさせていただきます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。

○5番(伊澤伸一君) また、予算特別委員会の当日でも結構ですので、分かるようにして おいていただきたいと思います。

こちらについては予備費で行われました。コロナ対策だということで、コロナ予算の 予備費を活用された。そのときの説明では、老人クラブ、女性の会、消防団、子ども会 等の集会の場所だよという説明がありました。私の感覚では、そういう会合、集まりは、 私の地元の場合は全て地元の公民館、老人憩の家で行われております。消防団は詰所で やっていると思いますけど、施設が足らんと、場所がないよなんていう話は一回も聞い たことがありません。これは本当にそういう会合の場所が不足をしていたんですかね。 お答えいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 先ほどの令和3年度の負担金というものにつきましてですけれ ども、これにつきましては次年度、子ども食堂の運営をお願いするというものの中にお きまして、月に一度程度なら可能だというようなことでの調整もいただくことの中で、 幸田町の地産地消というものの中で地元の野菜、そういったものを使いながら実施する もののための負担を予定しているというものでございます。

そして、もともとのそこの利用というものにつきましては、そういった私どもの中では活動の場がなかなか持てていけないというようなお話の中で、そういった場所も提供する必要があるということと併せて、あそこの場所の特異性といいますか、幸田駅を降りた一番真正面のところがコロナ禍の中でずっと閉店してしまっていて、町の活性化が図れていないという部分についての地域の活性化のためにここを何か活用していこうという、そういった思いからこれはやらせていただいたものであると。そして、それに対する緊急性というものを考える中におきまして、確かにちょっと御迷惑をおかけしておりましたが、予備費という形で今回は早期にそこを取り組むということが必要であったために、そういった形で取り組ませていただいたというものでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) ちょっとしつこくてごめんなさいね。緊急性というふうに言われた んですけど、これはいつから利用できる状態になっておりますか。
- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) たしか1月の半ばのときに、20日前後ぐらいだったと思いましたけれども、オープンとともにマルシェのイベントを行っていたというふうに思っているところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤君。
- ○5番(伊澤伸一君) この2月中の利用状況、それも特別委員会に答えられるようにして おいていただきたいというふうに思います。

来年度以降のことを言うとあれですけど、今年度でをむすびサロンは500万円かかるということで、そのうちの80万円が当初予備費で整備したときの説明にはない子ども食堂をやるからだよということで、借りてしまえば後はどんどん利用形態が変わっていく。それってあるんですかね、そんなこと。そういうのはもともと必要性が検証されておれば、そんな余裕はないはずだと思うんですね。必要な規模のものを借りてやって

いく。借りてやることがいいとは言いません。借りるしか手法がないなら借りてやっていくのもやむを得ないと思うわけですけど、そこら辺がやってみたらがらがらだよと。だから、あれもやらなくちゃ、これもやらなくちゃ、荻でもそんな気がするんですね。そうはいっても使われるのなんか本当のちょびっとしかないと。じゃあ、みんなにやっぱり、えこたんバスと同じでがらがらだといろいろ苦情が来ちゃうから、あれもせなこれもせなというようなふうに見えちゃうんですね。もうちょっとしっかり計画を立ててから取り組んでいただきたい。不十分なまま進んでいくというのが一番僕は問題じゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、あと、コロナ対策の緊急事業でやられたわけでありまして、このをむすびサロンのほうですけれども、これはもう契約書が取り交わされておりますよね。その契約書の内容をまたお知らせをいただきたい。何年契約なのか、瑕疵担保はどういうふうになっているのか。こういうのがないと、これはやはり第二の借地問題と一緒で、将来に多大な負担をかけていく。それから、また最後に要らんよといって返すときにトラブっちゃう、そういうことも考えられるわけでありまして、そこら辺もしっかりと整理をしていく必要があると思います。荻のほうについても契約があるなら、あるって言えへんわね、まだ予算がついてないもんで、荻は、あっても。そこら辺について、契約の内容をまたお聞かせをいただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、基本的には借りることが目的では、突き詰めていくと借り上げることが目的だったんじゃないかなという答えになるのでは、これは我々議会としても非常に認めづらい内容になってくるわけでありまして、町民の利益がこれだけ出るんだよというのが明確でない限り、我々とすればうんとは言いがたい、私は特にですね。そういうふうに思いますので、また特別委員会でよろしくお願いをいたします。

○議長(稲吉照夫君) 企画部長。

○企画部長(薮田芳秀君) 今、議員のほうから事業に対します御指摘をいただいたところであるかというふうに思っております。をむすびサロンにつきましても、もちろんこれは当初の利用のこの構想というものがあるものにつきまして整備を進めていったというものでございます。そして、今の現状はマルシェのような形で、人を集めてイベント的なようなものの活用という部分が確かに多いというところではございます。これも想定の中のものの事業ではあるわけでありますけれども、思ったほど社会福祉団体の活用につながっていないという部分については、確かに取組不足があるのかなというふうにも思っておりますので、ここにつきましては必要な方に使っていただけるようにPRをしていくということでございます。そういった計画に基づくこの事業であるということを改めてお伝えをさせていただくということでございまして、あと資料請求ということでざいますので、契約書ですかね、こういったものに関して取り交わさせていただきましたものについては提出のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

また、こういったものの整備を進めて利用の後、これは借り物ではありますので清算なりをして、事業が終わった時点でここでもう返すというようなことになった場合にそこできちんとトラブルなどが起きないような形で、これは当然貸主側との調整を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。ですので、やはり

こういった事業につきましては、私どもといたしましても、住民の要望でこういったものがあるよと、そして、それに対してどういうやり方が対住民に対して望ましいのかというような、こういったような考え方をしっかり持ったその上で、ここの場所におけるこのものを借りるというようなことが時と場合によっては必要であるというふうなところで、施策のほうをきちんと住民のメリットに明確につながりますよう、これはまちづくりとか人づくりという、こういった部分という言い方をしますと、明確に効果が投資した分に対して関わるのかという部分が出てくるわけでございますけれども、将来にわたりますこういった投資、こういったものにつながる形でこのものが支出されるというような思いで、これは行っていきたいというふうに思っておりますので、また必要に応じまして御指摘などもいただければ、そういったものも踏まえながらこういった事業は進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(稲吉照夫君) 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩といたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長(稲吉照夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、7番、廣野房男君の質疑を許します。7番、廣野君。

- ○7番(廣野房男君) それでは、空き家利活用事業についてということで、まず最初に空き家防止対策というんですかね、今は幸田町に限らず全国的に空き家対策の問題が出ていますが、空き家率の高い自治体は主に人口の減少が原因の一つと挙げられていますけれども、幸田町は人口が増えているという、そういう中でそんなに急激に空き家が増えているわけではありませんけれども、空き家が存在しているということで、町として空き家にしないように地主さんたちへの指導方針があるかとか、例えば住むところがあるのに別に新築したりするときの指導とか、そういったものがあるでしょうかお聞きします。
- ○議長(稲吉照夫君) 建設部長。
- ○建設部長(羽根渕闘志君) 御質問の別に新築するようなケースは、それぞれの御家庭の事情により判断されることと思われますので、それについて町が指導することはございません。

空き家対策について地主への指導方針につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の第3条 空家等の所有者等の責務、及び第4条 市町村の責務に規定されているとおり、適正な管理がされていない空家については、所有者において空家の適正な管理をしていただくよう、所有者に対し空家の適正管理の依頼を通知するとともに、利活用に関する案内などを行うこととしております。適正管理につきましては、幸田町シルバー人材センターが実施しております空き家管理業務についての案内、利活用につきましては、愛知県宅地建物取引業協会が開設している空き家総合相談窓口や空き家バンクポータルサイトの案内を行っております。なお、空き家バンクでございますが、令和

3年3月1日付で幸田町のページが開設されました。ただ、登録は今0件であります。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) よく分かりました。

今回の荻の空き家の事業は、これは利活用として一定の評価はいたしますけれども、 今部長が言いましたけれども、空き家バンクには登録されていない建築物であったとい うことですね。それで、また活用内容にもよると思いますが、ほかの空き家へも、例え ば空き倉庫でも町の予算を投入して横展開するようなことはありますか。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 今回の空き家利活用に関します御質問をいただいたところでご ざいます。

今、建設部長が申されましたように、今回の私どもが想定しております荻の空き家に つきましては、現在、空き家バンクに登録されている物件ではないというものでござい ます。

そして、また今後の活用の中で町の予算を投入しての横展開ということでございますけれども、これは空き家を活用するという、その前に町が必要と思い実施する事業というものがあるということですね。そして、その上でどういうふうにそのものを実現するために場所などを確保していくかというような考え方ですね。こういったものが先にありまして、その上でそこの地区にあった例えば空き家を利活用しようかとかという、そういった流れになってくるというふうに思っておりますので、そういった施策を展開するに当たりまして、空き家の位置ですとか地域性、周辺施設の状況ですとか、民間参入の可能性、費用面、こういったものを総合的に勘案して、そこにおける空き家の利活用をすることが望ましいと判断した場合には、それはそのものをお借りするという考え方も出てくるということでございますので、そういった上での活用であるというふうにお考えいただければと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) 今回の荻の空き家利用の件ですけれども、これは荻区の人が使うのが限定なのでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) これは整備するという地域性を考えた場所においてのものでございますので、利用する方に対して特に制限をかけるとか、そういったものではないというものでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) 先ほどの伊澤委員の話の中にもありましたけど、賃貸料ですかね、 350万とかいう。その資源はどこから持ってくるのかということと、例えばその施設 を使う場合、テレワーク設備を使うだとか、ほかの会場で会議を開くだとか、そういっ たときに有料にして少しでも補填するというようなお考えはありますでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) こういったテレワーク設備が全てではもちろんないというふう に思っているところでございますので、そういったものもできるといいというふうな思

いでのものではございますけれども、この事業の運営に関しましては、今現在は町がそのまま借りるよという形になっておりますけれども、やはりこれに関しましては、こういった地元にまちづくり協議会のような団体などの設立を目指しながら、そこが運営管理を町からの補助を受けながら行っていくというようなスキームがいいのではないかというふうに考えているところでありますので、そういった中におきましては、管理運営上の独立採算まではいかないかもしれませんけれども、合理的な運営を図るに当たりましては有料での利用というものも考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますが、そこら辺は利用を図っていく上での今後の議論の中で確立させていくというふうに思っております。当面は先ほど出ておりました次年度整備後の費用、こういったものにつきましてはあくまでもまだ概算でございますので、必ずその金額に決するものではありませんけれども、運営団体による自己採算がとれていく形の中でいけば、それはもう少し減らされていくものではないかというふうには思っているところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) また、これからの活用の仕方をよろしくお願いしたいと思います。 それでは、次に、特産筆柿産地持続化支援事業、これについてお尋ねしますけれども、 私の周りでも柿部会の役員さんたちがいるわけですけれども、その人たちですら俺で終 わりだなというような言葉を出す人もおりますし、柿農家の人たちが離れていってしま うような状況なんですけれども、新たな担い手というのは非農家、全然農業をやったこ とがない、柿の木を触ったこともないというような方でもよろしいんでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) まず、本事業の概要について、少し簡単に説明させていた だきます。

こちらについては2月18日の議案説明会の中でも触れさせていただきましたように、3つの項目に分けた支援のほうをまずは考えております。1番目としては、幸田町柿部会の部会員の事業継続への支援、2番目として、耕作されなくなった筆柿畑の回復への支援、3番目といたしまして、新たな担い手の確保への支援というふうになっております。

議員お尋ねの新たな担い手支援は非農家でもよいのかということでございますが、筆 柿農家の方々と意見交換を進める中で、いろいろ問題点等を話し合った中で、総じて一 番重要な課題としては人手の確保であることが分かりました。そういったことから、農 家に限らず非農家の方も含めた広い範囲で新たな担い手の確保を進めていきたいという ものでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) 分かりました。

仮に初心者であった場合は教えていかないといかんわけですけれども、剪定から摘果、 収穫ということなんですけれども、指導をする仕組みというんですかね、そういう計画 などはあるのでしょうか。

○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。

- ○環境経済部長(鳥居栄一君) 新たな担い手のための剪定、摘果から収穫までの一連のことを指導する仕組みについてということでございますが、筆柿栽培に必要な作業や技術をいわゆる非農家の方でも習得できるように、知識や技能を学べる研修、技術指導のほうを考えております。具体的には、まず年間を通した日程といたしまして、大まかに摘果講習を6月上・中旬に、仕上げの摘果を8月の中・下旬、剪定講習会として12月下旬から1月上旬で行います。また、それら一連の専門的指導をいただく方といたしましては、県の農業改良普及課、岡崎駐在室のほうの方や柿部会の0B等、筆柿作りに精通してみえるベテラン農家の方を予定しております。また、さらに施肥などの肥培管理や品質維持に関することもJAのほうに全面的に指導していただくということで、そういった体制を整備するということで調整済みでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) それでは、素人の方も的確に教えていただいて、人手の確保、新しい担い手を確保していくということをやっていっていただきたいなというふうに思いますけれども、先ほど部長のほうから支援の3本立てという話もありましたけれども、その中の一つに今言いました新たな担い手というのがありましたけれども、例えば新たな担い手が全然増えてこないと、予定どおりに。その中でも、例えば耕作農地の回復というものは3本立ての中の一つなんですけれども、これは進めていくのでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) 今回の事業を計画するに当たりまして、筆柿農家の方々とも意見交換等をさせていただきました。その話の中では、町のほうがこうした人的支援をしてくれて、農家自体の自分の手が空けば、もう少し別の柿畑にも手が回せるというような意見をいただいております。

議員が御心配の新たな担い手が確保できなくても、農地の確保、回復は進めていけるのかということでございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、筆柿をめぐる様々な問題の解決には、農繁期はもちろんのこと、いわゆる人手の確保というのが最重要でございます。新規就農者としての新たな担い手の確保についても、先ほど申しました3番目の項目として重要なものでございます。しかしながら、現実として丸っきりの素人の方が新規就農をしていくということは、すぐに成果が出てくるとも限りません。したがいまして冒頭に申しました、1番目の幸田町柿部会の部会員を対象とする事業継続への支援と2番目に言いました耕作されていない筆柿畑の回復への支援の事業を、こちらのほうを進めることで人手の確保をいたしまして、いわゆる現在の農家の方の余力を生み出します。その分が結果、筆柿畑の回復につながるということでもあります。これは先ほどの繰り返しにもなりますけれども、人手の確保又は新たな担い手の確保があって、それがこの事業の核となりますというところで、こういったことが農地の維持回復につながっていくというものでございます。ということで、本事業をしっかり計画、調整等を今後もしていきまして取り組んでいきます。実のあるものとしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) その3本柱がうまく回っていくということが一番大事な条件になる

と思いますけれども、昨日ちょっと思いついたものですから、ちょっと二、三お伺いしますけれども、分からなかったら分からないで結構なんですけれども、例えば新たな担い手が増えなくても、また収穫量が減っても、柿をブランド化して高級品化するなどの品種改良だとか、そういう研究に取り組むという考えはあるかと。また、そういう方面に資金を投入したらどうかという、ちょっと思いついたんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) まず、ブランド化につきましては、産業振興のほうで取り組んでおります例えばロケツーリズム等で出てきた女優さんだとかそういう人にうまそうに食べていただくだとか、そういったところで名前が知られてというところで、そちら方面の冊子ですとか、そういったところでも紹介はさせていただいております。過去にも自分が就職した頃からもう既にいろいろなところへ、例えば海外のほうに売りに行ったなんていうことも過去にはあったようでございます。そういった形でブランド化のほうには取り組んではいるわけでございますが、なかなかうまくいかないと。一つの例としては、千疋屋のほうで一時売り出してはどうだという、東京の千疋屋ですね、そちらのほうで売り出してはどうだといった話もあったわけですけれども、最終的にはなかなかうまくいかなかったと。品川駅のほうで、僕も見にいったことがあるんですけれども、幸田産の柿が売っていたというのも見たことがあります。そういったことをいろいろと過去にもやってきております。そういったことを継続して、何かのきっかけでブランド化ができればなというふうには考えております。

あと、品種改良のほうですけれども、こういったところも今は岐阜のほうでもいろいろと大きな柿が1個何十万といった、ああいったものもあればいいなというところで、例えば筆柿についても甘さを増したりだとか、かなり見栄えのいい大きなものを作ったりだとか、イチゴのほうは「でかほっぺ」ということで農協のほうでやっておりますけれども、そういったところでも考えてもいいのかなということは私も常々は思っておりますけれども、今後は検討させていただけたらというふうには考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) 例えば新たな担い手などがおもしろおかしくやれるといいなと思うんですけれども、今は果樹園の作業改善、機械化、ロボット化が研究されて、実際にやってるところがありますよね。リンゴなどは今ロボットが収穫して、実際にやっているところがあって、これはデンソーさんも絡んでそういうロボットを作ってやっているというふうに聞いたことがあるんですけれども、こういった例えばこういう機械化だとかロボット化にするには、耕作農地の回復の中にもきちんとした整列をさせたような木を並べるだとか、高さをそろえるだとか、そういったようなこともやっていかないと、そういった機械を使って収穫するだとかいうのができないのかなというふうに思っておりますけれども、そんなことは夢物語でしょうか、いかがでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) 夢物語と言ってしまいますと、それで終わってしまいます のであれですけど、議員の言われた例えば枝はらい、林業のほうの枝はらいの機械です

とか、あれもちょうど私もテレビで見まして、今はこんなものがあるんだなと感心したところであります。あと、イチゴについても昔は地面でやっていたのを高設になってやりやすくなったよだとか、そういったお話もあります。ただ、柿については、今のところはそういった機械化というのはなかなか進んでいないと。お隣の蒲郡なんかを見ますと、相手も同じように、機械でやってるというのをあまり見たことがないということです。柿もミカンも枝から採るという作業は一緒かなというふうに考えておりますが、例えば須美のほうですと段々畑でかなり行ったり来たり、こちらは須美で確認はなかなかしないですけど、レールで下ろしたりだとか、そういったこともありますけれども。平たいところで、例えば長嶺のほうはかなり平地で高低差はあまり山と比べたらないわけでありますね。ああいったところで何かそういった機械もというところもあるとは思いますけれども、今のところは私のほうでそういった機械を作っているだとかを確認したことはありませんので、そういった情報収集にも今後は努めていきたいなというふうに考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野君。
- ○7番(廣野房男君) 先ほどちょっと言いましたリンゴの収穫ですね。これはロボットで やっている映像が確かにありまして、リンゴはもぎ取れるからやれると。それで、柿だ とかなんかは切らないかんので難しいとかいう、そんなような解説もありましたけれど も、実際にそういう映像もありますのでまた見てみると面白いかなと思います。

この筆柿で幸田町のまちおこしの一つと考えるのでしたら思い切った設備投資とか機械化、誰でもやれる作業改善、天候に左右されない例えばドームの中で柿を作るだとか、その中で機械で収穫だとか剪定だとかやるわけですけれども、そういった思い切った果樹園の環境づくりというものが必要になってくるのかなと自分では思っているんですけれども、それでしたら今回の一般会計の予算では全然十分じゃないですので、またこれから思い切ったことをやるならやるの予算案を練っていただければよろしいかなと思います。これで質問を終わります。

○議長(稲吉照夫君) 7番、廣野房男君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

 \bigcirc 1番(田境 毅君) 私からは、空き家利用事業について1 点質のみ質問をさせていただきます。

空き家対策につきましては、将来を見据え空き家にしない仕組みづくりなど、本町の 実情に合った形で丁寧かつ着実に推進する必要のある課題だと考えております。

去る2月19日、金曜日、中日新聞朝刊の西三河版トップ記事として、荻地区の空き家が大きく取り上げられました。私の感覚では、空き家と聞くと敷地には全体に雑草が生え始めて、雨戸が閉め切られて全体が朽ち始めてきているような、そういった建物を想像したんですが、この記事に掲載されたものはカラー画像で、壁が撤去されて屋根と柱だけになった工事中の建物が写っていました。町中で見かける改修中の住宅そのものの印象を受けました。

この記事に対して、町民から複数の問合せをいただきました。町民が空き家利活用事

業に対して詳細を把握する状況にない段階で工事が始まっているこの現地画像を新聞報道で知り、審議前の議案かつ建替え住宅と遜色ない当初予算金額の書かれた記事を見ると、結果として様々な疑念を抱かれることは容易に想像ができます。町民の記事に対するそういった疑念を払拭しないまま予算特別委員会で審議をすることは望ましくないと考えますので、この議案質疑において今回の経緯など事業を正しく判断するための正確な説明を求めるものであります。説明のほうをよろしくお願いいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) おっしゃるとおりでございます。新聞報道等によりますと、空き家 を税金を投入して改装していくというものがいかがなものかということであります。大 学の先生のコメントにもありましたように、どうしてそこが必要なのか、何でそこを選 んだのか、そして経費はどうかかるんだということも含めて説明責任があるかなと思っ ております。ただ、私も新聞を見まして、今日、私も質疑で一番最初に今までの経過を しゃべるべきだと思うし、一番これが公の公開の席なので、ここではやっぱりうそも絶 対つけないし一番いい機会だと思って、御質問本当にありがとうございます。ただ、新 聞報道の内容に一々コメントをしていきたいわけですけれども、やっぱりここに至るま での経過も含めて説明しないといけないので、多分議員さんの方々においては、何で荻 の空き家が写ったのかという選定の方法ですね。そこをまず一番に聞きたいと思われる んでしょうけれども、ここは何でそういう経過になったかということであります。田境 議員が言われましたように、私は先ほど多くの委員に言われましたように、どこの空き 家でもリフォームしていくのかと、そういうことではありません。企画部長が言われた、 そして田境さんが言われたように、町にある必要性のある課題、特に居場所づくりが必 要な方々、ボランティア、各種団体、町においても実は役場の庁舎だけではこれは立ち 行かないような居場所づくり、活躍づくりが必要であります。そういったような場所を どこかに探していきたいなということで、実は、私は地区の懇談会から空き家を調査す るんじゃなくて利活用したいなということを言い出してきたわけであります。おっしゃ るとおり、税金を投入するわけであります。今回も旧豊坂の支店も同じであります。こ れは個人ではないですけれども、民間の空き家を見つけてきて、これは使えそうだな、 改造して税金を投入して賃料を払ってという仕組みなんですね。だから、そもそも何で そういうことが必要かという議論もあるし、町が公共施設を作って、そこでそういった 展開をしていけばいいじゃないかということもあります。でも、そういうことをトータ ルで考えると、空き家を使ったほうがちょっと経費も安いかなとか、そういう発想も確 かにあります。そういった中で議論をしていく必要があるので、私はこの荻だけではな くて、多文化共生のJAの農協支店も同じ考え方であるし、幸田区で行おうとする集会 所づくりも全く同じ考え方なので、これはセットで考えてくださらないといけないのか なというところで議論をぜひいただきたいし、もちろん私は提案した以上は、すがる思 いで通していただきたいわけですけれども、そうじゃないよということももちろんあり ます。今、言われましたような議論は当然賛否両論起こるわけでございます。空き家を そもそも活用するということは、全国でやろうとしてもなかなかできません。空き家バ ンクに登録して、持ち主と行政とそして様々な形が協力し合って生かすということもあ

るんですけど、これは難しいです。どう考えても空き家というのは、個人が持っているわけです。個人はそれぞれの御事情があるので、そこに対して信用のある契約を結びながら、もちろん幸田町がそこに公共性のある建物を建てようとするならば、相手方の個人との契約そして協定、様々な形で費用面も含めて信用、そして議会の中で議論をする中でお認めいただけないといけないというふうに思っているところでございます。

じゃあ、どういう居場所づくりが必要な人たちがいるか、どういう居場所づくりが必 要な業務があるのかということをちょっと述べさせていただいて、せっかく私は、実は ゼロからのスタートではありません。もう既に新聞報道でマイナスのところからスター トしているので、議論をゼロにしないと明日の予算特別委員会の議論にもならないかな と思っております。特に一番私が申し訳なかったなと思うのは、新聞報道にありますこ れは、選挙運動に関わる人との間でもともと話がなされている物件じゃないかなといっ たときに、これはどうやって自分は証明したら認めて、そんなことは絶対ないですよと 言おうと思っても誰も分かりませんし、僕も証明できません。ただ、一つ言えるのは、 ふるさと町民を私は自分の代で選んだことはありませんけれども、ふるさと町民の方と 歴代の方がこちらに見えることはほとんどありません。この物件の方がたまたまお見え になったときに、私はやっぱり町長なので、ふるさと町民に選んだ以上は誠意をもって 感謝の言葉でその人と接したいということなので、町長として親しくしたい、これはも ちろんであります。その中で大学の先生ということをお聞きして、なおかつGAFAと 言いますか、グーグルの会社ともすごい親しくて、私は情報教育を大学でやっています と言ったので、そうか、ふるさと町民の人がわざわざ東京の大学で活躍しているんだっ たら、それをうまく幸田町で利用できないかなとか、いろいろなことを実は考えたわけ であります。そういった先生でもあるので、ただ、これは残念なのは、先生に本当に謝 らなきゃいけないんですけど、私は親しく接しております、町長だから。でも、先生に とって、おまえが選挙運動の私は支援者だとか、これは仲の良い人だというふうにこれ を読み取られてしまうと、先生も多分大変心外してみえるんじゃないかなと思いますけ れども、報道は自由ですので、私としては説明責任があるということに異論はございま せん。

その先生が3年前ぐらいですかね、めったにお見えになりません、事情を聞きますと、子どもさんもいないしということもあって東京にずっと住むんだと。だけど、ふるさとに残した荻の家が100年近くの古民家でとても愛着を持っている。だけど、壊れそうだということで、年に何回でしょうかね、風も通さないかんということで帰ってみえるそうです。たまたま私のところに3年前お見えになられました。さっきのようなお話もさせていただいて、ああ、そうか先生も古民家の自分の家を維持するのに大変なんだなということで、空き家ということにちょうど興味を持ったところでございます。その後、私は、今回予算の中でお願いをしていく案件がありますけど、先ほど言いましたように居場所づくりというものが必要な団体の方々、そして業務がたくさんあると思っていたところでございます。

そこで、順番に言いたいんですけれども、まず団体、KIAの団体の方々が創立27年であります。今、町民会館じゃなくて中央公園の中で会議室をもらって日本語教室を

やっておられますけれども、それは間借りであります。会議が終わると、そこに資料を置くわけにいかないので両手に荷物をたくさん持って、その資料置場が実は幸田の駅前のまちづくり会館であります。もともとKIAの方々は、前の役場の中央公民館の中でもやっておられました。でも、なかなか居場所づくりが定着されないので、町のほうがここでどうですか、ここでどうですかと言いながら、ユニークな活動としてもちろん国際関係の大変なきっかけづくりをしてくださる団体なので、もう27年ということであります。もちろん要望はあります。まちづくり会館を壊す、資料は置いてあるけれども、それを持って今は中央公園の中の会館の中で会議室を借りて日本語教室だとかいろいろやっているけれども、資料が置けないという中で、やっぱり自分たちが自由に活動できるような居場所はもちろん欲しいと思ったし、要望としては私は承りました。

それから、もう30年近くやっております生活学校であります。これも尊敬をする団体でありながら、本当にいきいきサロン、そして、げんきかい、様々な形で高齢者の方々と交流のきっかけ、手紙のやりとりだとか、いろいろなことを作業としてやっておられます。この方々たちもいろいろな集会施設を借りながら、事細かくいろいろなことをやって30年になります。要望の中に、町長、いろいろな公民館も使うんだけど、やっぱりコピー機だとか施設を利用するとどうしても会館の区長さんだとか、制限を受けちゃうので、何とかボランティアのような人たちが勝手にコピー機でも置いてもらって、ボランティアの人たちが何か自由に発想できるような部屋がどこかにないですかね。すみません、役場の中はないんですけどとかいって、そういう要望もいただいているわけです。

あと団体でいきますと、フードバンク、フードロスですかね。こういった方々もせっかくフードロスといいますか、賞味期限の切れたようなものを幸田の役場の前で集めてくれるような作業もやっている。でも、そこに集まってくる賞味期限の切れたものをわざわざまた集めて、名古屋の人が集めにきて持っていくよりも、地域のどこかに置かせてもらって、それを子ども食堂のような形に横展開しながら何とかフードロスみたいな世界を解消できませんか、そういう場所はないですかねとかいう話もいただいてはおります。

そして、町においても、実は役場の中でうまくいかないものがあります。少年少女発明クラブもそうであります。様々な活躍をしておられまして、いろいろなジプシーのように会場を借りておられますけれども、どうしてもトラブルを起こしてしまって、施設の中を傷付けたり、思うように使えないということもあります。それから、町が愛知工科大学の中に作っているものづくり経営センター、これはもう8年もただで借りています。産官学の連携ということで、もちろん学長さんも使っていいよと言ってくれていますけれども、大学運営が大変な中で電気料も何も払わずに場所をお借りしているもので、もう8年たっているわけでございます。

そういったような施設をどこへ配置していこうかなと。そして、中央公民館でやってる教育の問題でありますけれども、教育相談であります。これをもうちょっと増やしてほしいとかいう質問もいただいているので、これも何とかしたいなと思うんですけど、やっぱり中央公民館の中で子ども相談、子ども相談といって広げていくと、本来の中央

公民館の生涯学習機能がどんどんどんどん減っていっちゃうんですね。だけど、あそこが一番いいそうです。安全安心で。だけど、相談者が多いので、ちょっと安心できるようなところで相談室がもうちょっと増やせないかなとか、そういったような話もあるわけです。そういったようなものを空き家という中で展開したほうが、立派な土地を買って、立派な施設を造ってやるよりもうまくいくんじゃないかなという発想が私の中にあります。

それで、この荻に戻ります。荻はどうして必要かということであります。

三ヶ根には、スタートアップ研究所のようにまちづくりということを考えながら、現 地のコミュニティホームを借りて未来会議をやりながら、海谷という地域が開発される ということも前提にしながら、駅のデザインだとか、当然、市場、里、逆川の周辺のま ちづくりみたいなものを現地でやれるというメリットがあって、いろいろな方々がそこ に来て、この町はどうやって変わっていくんだろうなということでいろいろな意味で、 まだまだですけれどもまちづくりの場所としては機能していると思ってますけれども、 やっぱり場所がよく分からないのでちょっとデザイン性があるところもいいかなと思っ てたんですけど、ここで、今まで先生が来てくださったときに、空き家を先生がこれか らこれをどうやって処分していくかということをいろいろ工夫されていたと思うんです けれども、私にとっては荻区の先生の場所が将来間違いなく248号から荻谷小学校に かけての区画整理が今準備会が始まっていて、もうすぐにでも立ち上がっていく可能性 があると。2,000人ちょっと以下ぐらいの方々が間違いなく住む、激変します。そ こには、やっぱりこれから利便性の高い施設、ホテルができるかもしれない、またはい ろいろな機能のあるスーパーができるかもしれない、これは区画整理の中で検討される んですけれども、環境が変わることは間違いない。旧集落と新しい集落にまた交通安全 環境だとか学校へ行くような環境、様々な場面でまちづくりとして考えていく場所が欲 しいんじゃないかなと思い出しまして、区画整理が立ち上がるんだよなと。所管課のほ うに聞いたら、区画整理はまだ準備委員会なので、区画整理の事務所のようなのはまだ 必要性はないというような話も聞きました。間違っていたら建設部長に聞きます。聞い てください。また、実はこれから区画整理が終わると、間違いないと思いますけれども、 土地改良の理事長さんにも確認したので、今度は248号線から天の丸のほうにかけた 農地ですね。四畝区画の農地を3ブロックぐらいかけて、地元負担のない中間管理機構 による、ある意味言わば圃場整備ですよ。これが後から追ってくるぞということです。 私にとってはイチゴが大事なので、イチゴの団地もどこかで集約する必要があるなとい うことでありますけど、やっぱり幸田駅も変えていくインパクトのある地域なので、荻 地域が激減するようなときにいろいろな人がまちづくりの協議会のようなものを作って、 そこで集って、またないしは荻区で住宅が今度売りに出されるような雰囲気があるけれ ども、荻ってどんな地区かなといろいろな人が見にくるじゃないですか。そういったよ うなときのよりどころの場所としても、うまく使えて、なおかつその風情ができれば農 家住宅風情が残っていたら自分は最高だなとかいうようなイメージで、先生に改めて、 先生が個人的に空き家活用をされているという話も聞きましたので、私のほうからぜひ 活用をさせていただくようなことはできませんかということで協力を求めていって、先

生はそれについて御理解を下さったというのが、私は現実であります。そこに何か個人 的関係があると言われてしまうと、もうこれはこれ以上は進めないなということは正直 思っています。でも、そういうことであります。

そこで、将来まちづくり協議会のようなものを設立して、そこから今回の荻の空き家を3,850万円町費を持ち出しして、中身は町の費用でやるわけだから、そこを改造することによってそこにいろいろな人が集まる仕組みを作りたいなと。もちろん区画整理がいつそこで活躍できるか、土地改良の人たちがどこで活躍できるかまだ分かりません。でも、先ほど言ったように、まだまだ居場所づくりがないような方々、団体、町の業務があるので、その辺をなるべく空き状態にならないようにうまくこの施設を使っていこうと思いますけれども、そんなのはもっと後にすればいいという議論もあるし、もったいないという議論もあります。今回ファックスを頂いた中には、低所得者のための住宅づくりなら認めるとか、それからもう一件頂いたのは、空き家を改造してくれるなら私の家も全部やってほしいわというような意見ももちろんありました。だけど、私は今言ったような意味で、もし使わせていただけるならば、荻全体と幸田荻谷学区全体の激変する荻の環境づくりに対してとてもいいスポットができるんじゃないかなということで、なおかつ私の任期も迫っている中で一つの結果のようなものを出していきたいなというのが今回の経緯であるということ。

そして、今戻ります、田境さんの御質問がありました、既に現場が使われているよう な気配があるということでありますけれども、仮に予算が通っても、内装からしか町の 3,850万は投資できません。外部、外枠は全部個人負担でありますけれども、聞く ところによりますと、めったに来ないので、去年あたりの水害、台風等で壊れたらまず いので個人負担で施工しているというようなことでありました。それから、田境議員さ んの質問であります、町が3,850万円もかかるんだったら誰でも思います。そんな 家は一般の家でも立派な家ができちゃうぞということになろうかと思います。しかし、 よく考えてみると、そこには内装はいろいろな会議だとか情操教育も含めて、いろいろ な会議で使う人たちの複合的な機能みたいなものをどうしても入れないといけないので、 実は一般の住宅づくりで内装するよりも経費はやはり高くなると思いますが、でも、や っぱり個人との契約を一般の方々に認めていただくためには、物すごい基本協定とその 施工の内容等々は覚書をしっかりして皆さん方に理解されないと、これは進まないなと 正直思っております。そういった意味で様々な、誤解ではないし一理はもちろんあると 思うんですけど、これから投資は早いと思われる、また税金投資は利益供与につながる ということもあるかもしれないし、また先ほど伊澤議員等々から言われました、町が借 地行政を進める中でそういうものにまた投資をしていくとまた物件が増えちゃうぞと。 これも正直おっしゃるとおりであるんですけれども、実は私に対して様々な団体の方に いろいろ言われて、一般質問の中でも町長いつやるのと、検討してます、今場所を探し てますって。もうそろそろ次のステップの言葉を言わないと正直ひきょうだと言われそ うなので、こういった形の展開をしておりますけれども、もちろん焦る必要はないと。 また、町がそういった施設をまた作って提供すればいいじゃんとかいう議論ももちろん あり得ると思うので、それは議論を民主主義であるので、私が独断で進めようとは思っ

ておりません。ただ、税金を投資して空き家を改造するというのは、ここだけでは実は 当初予算の中ではないので、それも含めて検討くださり、また通してはいただきたいん ですけれども、否定されるときはそれもセットで考えていかないと話の説明がこじれち やうかなと、実は正直思っております。その辺を含めて、まず今日のところで田境議員 には説明しましたけど、まず明日に議論を深めていかないといけないので、前段の部分 でまだ納得できないというところは質疑をやりとりしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 1番、田境君。
- ○1番(田境 毅君) 今、町長から詳しく御説明をいただきました。

予算特別委員会がこの後控えておりますので、細かいところはそこでやるべきかなと 考えております。今回の説明では、新聞報道から受け取った印象とは中身がやっぱり違 っている部分はあるということだったかと思います。先ほど言いましたとおり、細かい 点については来週予定されております予算特別委員会の中で議論をさせていただくとい うことをお願いをし、質問を終わります。

○議長(稲吉照夫君) 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

- ○12番(水野千代子君) 私のほうからは、町長の施政方針についてお聞きをいたします。 2月25日、町長は令和3年度の施政方針を示されました。その中で、新型コロナウ イルス感染症の影響により税収への影響が本格的に表れるなど、厳しい財政状況の中で はあるが、第6次幸田町総合計画の基本理念に基づき、6つの基本目標を中心に将来像 として掲げた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて推進していくと施政方針を 述べられております。その6つの基本目標のそれぞれの最重点施策をお聞きをいたしま す。
- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 今、議員のほうから申されましたように、今回の予算を編成いたしまして、来る令和3年度におきまして、いのちと暮らしをもまもる、自分らしさを取り戻す地域共生社会、こういったものを目指すという予算で令和3年度について臨んでいきたいと考えているところでございます。そこの説明の中におきましては、第6次総合計画の中におきます基本理念にある6つの目標、こういったものに対しましてそれぞれの事業を当てはめさせていただいて御説明のほうをさせていただいたところかなというふうに思っておりますので、順位がどれが一番ということはなかなかつけがたい中ではございますけれども、重点配分項目について頭出しで御説明のほうはさせていただきたいというふうに思います。

まず、6つの柱のうちの第1番「安全・安心 いのちと暮らしをまもるぞ」という分に関しましては、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めると。豊かな自然と住みよい環境のバランスをとりながら、今ある施設を有効活用しまして快適な生活空間をまずは創造していくというような、こういったような目的になっておりまして、そこの中におきましては、防災安全課におきます災害用のマンホールトイレの整備ですとか、企画政策課におきます三ヶ根駅バリアフリー関連、デマンド交通、企業立地課に

おきます三ヶ根駅周辺まちづくり調査ですとか、自動運転を活用したまちづくり研究委託、こういったようなものが様々重点項目として挙がっているところでございます。

そして、第2に、「環境 自然豊かに美しく」という部分につきましては、これも豊かな自然環境は町の魅力であるということでございますので、この環境を次世代の子どもたちへ残していこうという、こういった分野でございます。こちらにつきましては、様々な事業が根底にはあるわけなんですけれども、やはり重点といたしましてはフードドライブによる食品ロス対策、こういったようなものを進めていきたいという考えでございます。

そして、3点目、「産業振興 幸田から全国へ世界へ」ということでございまして、こちらにつきましては農業、工業、商業、こういった産業の活性化というものについて目指していき、町の活気を増していくというものでございまして、これにつきましては、産業振興課におきます緑のふるさと協力隊ですとか、ロケツーリズムの推進、こういったようなものを重点施策として掲げていきたいというふうに考えているところでございます。そして、また先ほどの質疑にもありました特産筆柿産地持続化支援事業、こういったものも含まれているところでございます。

そして、第4「健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気」こういった分野につきましては、幸せで心豊かな生活を送るためにはまず健康が大切であるということでありますので、福祉・健康・医療に関します施策を行っていく、特に子育て支援ですとか福祉の充実、こういったようなものがテーマになってくるところでございます。そこの中におきましては、やはり今話題になっております新型コロナウイルスワクチン接種を初めとした各種予防接種事業、そして、また健康の道のモバイルスタンプラリーですとか、そういったようなものを重点にしていきたいというふうに思っております。

そして、第5「教育・文化 きたえよう!こころとからだ」という部分におきましては、町民の方々が生きがいのある人生を送るための学校教育の充実ですとか、スポーツ・文化に触れ合う機会を作っていくということでございまして、これに関しましては生涯学習課の施設予約システムの構築ですとか、あるいは企画政策課におきます三河町村広域交流のガイドブックの作成、こういったようなものが重点課題になってくるかと思っております。

そして、第6「協働・参画 みんなのちからで続くまち」という部分につきましては、 住民の皆さんが行政のお互いの役割分担を明確にして、多様な分野において協力をしな がら効率的な行政運営を行っていくというようなことがテーマになってきておりますの で、財政課におきますクラウドファンディング活用事業、そして、また庁舎の屋外トイ レの改修ですとか、マンホールトイレの設置工事、総務課にあります逆川集会施設新築 工事の実施設計、また住民課でコンビニの交付サービスの構築、こういったようなもの をいろいろ挙げましたけれども重点的に進めていきたいというふうに考えているところ でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) 細かく説明をしていただきありがとうございます。

施政方針では、2016年度から2025年度までの総合計画の基本理念に基づき、

またそれぞれの基本計画に基づき施策を明らかにして、これは3年ごとに具体的な事業を行財政運営の中で推進する実施計画で施策を明確に取り組むことで、町全体が元気になり、子どもから高齢者まで町民が住みやすいまちづくりを進めることができるのかなというふうに思っております。当初予算では、将来像として「みんなでつくる元気な幸田」とする施策でなくてはならないというふうに思っております。本当に今お聞きしました最重点施策、それぞれの事業の得られる成果というのはあるかというふうに思います。今言われました様々な中で、新型コロナワクチン接種を初めとした各種予防接種というのは、これは喫緊の町民の課題であるし、みんなの関心のあるところ、いつ接種できるのかというような、そんなことも一番皆さんの中では関心があるのかなと思うところでございます。

この中で、今言われた中の事業として得られた成果というのはどの具合あるかという ことをお聞かせを願いたいわけでございますが。たくさんありますので、3点に絞って お聞きをしたいわけであります。

まず、第1に、三ヶ根駅周辺まちづくり調査、これが入っております。これによる事業で得られた成果はどのようかというのと、2点目は緑のふるさと協力隊というのが出ておりました。この成果もお聞かせを願いたいというふうに思います。また、3点目でございますが、クラウドファンディング活用ということで、これも今言われた最重点施策の中で入っておりましたので、この3点における事業で得られる成果をお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) それでは、議員がお尋ねの件の1点目と3点目が私どもの部局 になりますので、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、三ヶ根駅まちづくり事業の推進ということでございまして、これにつきましては幸田の町を育てていくという考え方の中で、第6次総合計画の中での町の将来像、こういったものの中に位置づけのほうをさせていただいているものでございまして、実際これは昨年度から進めてまいりました三ヶ根駅のバリアフリー化、まずはこれはエレベーター設置、そして、また駅構内のスペース、こういったものをどのように改良していくのかというようなことですとか、あるいは駅の東口にあります町有地をどのように活用していくのか。そして、また西口のほうにありますコミュニティホームの1階の活用、こういったものにつきましてワークショップなども重ねてまいりまして、住民の皆様と一緒にこれは考えていくということで、三ヶ根駅周辺の人とにぎわい、活気を呼び戻すということで、引き続きこれは事業を実施していくための予算といたしまして、三ヶ根駅周辺まちづくり基本計画作成業務ほかということで予算のほうを計上させていただいているものでございます。

そして、また3点目におきますクラウドファンディング活用事業というものでございますけれども、こちらにつきましても、ふるさと納税を活用する中で、今年度もクラウドファンディングは行わさせていただきましたけれども、同じように資金調達を行いながら、こちらにつきましては吉本興業のバックアップにより町の魅力発信と地域活性化を目的といたしまして、まず昨年度作成をされました地域発信型映画の「せみのこえ」

の上映会、こういったようなものをドライブインシアター方式で実施をしていきたいというものでございます。そして、またそのイベントを盛り上げるために吉本所属の芸人によりますお笑いライブなども合わせて行うことができれば、町のクラウドファンディングの資金によって、これも町が活性化するのではないかというふうに思っております。そして、また併せて、幸田町出身の絵本作家であります、これも吉本興業所属のひろたあきら氏によります絵本プロジェクトというものも実施していきたいというふうに思っておりまして、これにつきましても子どもたちに絵本の楽しさを伝えるとともに、コロナ禍で抱える不安ですとか、ストレスによります心の疲れと癒しを取り戻すように、小学校ですとか保育園、そういったようなところにおきまして、それから町民会館もいろいろなところでやっていきたいと思いますけれども、絵本の読み聞かせですとか、絵本ギャラリーの開設、こういったようなものをぜひ次年度におきまして実現していきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) 続きまして、緑のふるさと協力隊事業についてということ でございます。

まず、この事業の概要といたしましては、特定非営利活動法人地球緑化センター、東京にございますが、こちらのほうが主催し内閣府農林水産省が後援する事業ということで、1994年から始まったものであります。1年間の農村貢献プログラムという形で人員を派遣していただくというものでございます。農山村の現状や暮らしに関心を持つ若者が1人の住民として地域の中で暮らしながら、地域のお手伝いに取り組む等の活動を通じて、地域の魅力を掘り起こすとともに、地域の活力、地域の活性化につなげるといったものでございます。

この事業の目指すところといたしましては、緑のふるさと協力隊事業を使って都会の若者に1年間町内に住んでもらいながら、農林業などに関連するその他多種多様な作業ですとか、地域でのイベント等を通して様々な体験、経験をしてもらって、その活動や人とのつながり等を通して、地域の魅力又は農林業の魅力、そういった気づきから生まれる価値観や人生観、人とのつながりなどを若い隊員自身に感じてもらうことで、将来的には地域における新たな担い手、新たな地域人につながっていくことを目指すものでございます。

これによって得られる効果といたしましては、基本的には農林業に対して意識の高い若者を迎えることにより、町内における農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等の諸課題の解決につなげるですとか、幸田町に縁のない一人の若者を迎えるということで、都会の方を通じて幸田町の魅力を発信してもらえる機会が増える。また、隊員が1年間の活動終了後に、何かの形で幸田町との関わりを持ってもらえることも期待していくというものでございます。

いずれにいたしましても、今年初の試みとして取り組む事業であります。そういったところで、今後新たな展開にも期待するといった取組でございます。

以上です。

○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。

○12番(水野千代子君) ありがとうございます。それぞれの事業で得られる成果・効果というのをお聞きをいたしました。

本当に三ヶ根駅周辺のまちづくり調査というのは、もうこれで2年目ぐらいになるんですかね、入っておりますが、やはり結果として町民の皆様に、変わってきたな、こんなにぎわいが出てきたなというような、そんな効果が得られるといいかなというふうに思っております。

それから、クラウドファンディングの活用でございます。これも今年度からでしたかね。その前からロケツーリズム等もありますが、「せみのこえ」の上映だとか、今回新しく絵本作家の人を迎えて、様々な小学校、保育園、また町民会館等で絵本の良さを知っていただくということもやられるのかなというふうに。これらの効果というのも、今後の子どもたちにも影響があるのかなというふうに思っております。

それから、緑のふるさと協力隊も本当に初の事業ということで、幸田町の良さを都会の若者たちに来ていただいて、新たな発見ができて、またそれが本町の担い手不足につながっていく、また遊休農地のほうにもつながっていくという、そういう効果が得られるのかなというふうに思っておりますので、これらのことから「みんなでつくる元気な幸田」をやはり作っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、持続可能な開発目標、これSDGsでございますが、これは2015年9月の国連サミットで全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性など包摂性のある社会の実現のため、2030年を目標とする貧困、保健、教育、ジェンダー、エネルギーなど、17の国際目標とその下に169のターゲット、232の指標が決められております。これは、目標達成まであと10年でございます。

政府は毎年、自治体による SDG s の達成に向けた SDG s 未来都市を選定をしております。近隣地では、豊田市、豊橋市、岡崎市など、選定を受けております。また、都道府県、市区町村における SDG s の達成に向けた取組割合を 2024 年度目標を 60% としております。

町全体で幸田町が進めるべき将来像の「みんなでつくる元気な幸田」の実現のため、本町もSDGsの理念を進めるSDGs未来都市の提案をしていかないか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

また、この提案は年に一度しか募集はされていないようでございますので、やはりその機会を逃さずにしていただきたいというふうに思います。

全国では、たくさんの市町村が提案をして手を挙げております。しかし、選定されるのは一部であるというふうに聞いておりますが、しかし町をPRするには、また町のこのSDGsの理念とともに進めるに、私は提案をしていただきたいというふうに思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 今、議員が申されましたように、SDGs未来都市ですね、こ ういったようなものの事業につきましては、令和2年度におきましてもSDGs未来都 市といたしまして、全国では33の都市が選定されておりまして、その中で特に先導的

な取組を自治体SDGsモデル事業といたしまして、10の事業が選定されておると、こういったような状況については確認のほうはいたしておるところではございます。

本町におきましても、第2期の幸田町総合戦略の項目の中には、やはりSDGsの視点を取り込んだ形で策定のほうはさせていただいておるところではございます。今後そういった総合戦略の中のそれぞれの事業を進展していく中におきましては、やはりこのSDGsを実現していくという、こういった立場に立っての事業展開というものが当然あるということになってくるものでございますので、そういったものを考える中におきまして、やはり本町についても提案の可能性というものについても、やはり考えていかなければならないというふうには思っております。

まず広く、町の広報ですとかホームページ、そしてまた職員間におきまして、広く住民の皆様にこのSDGsの理念等も意識していただきながら、町としての施策の中でこの可能性については、やはり今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) ありがとうございます。本当にこれを提案するには、SDGsというのはかなり大きな事業がたくさん付いておりますので、その中で幸田町として、絶対これは本町は独自でこれを進めていくんだという、そういう目標をやはりきちんと示していくことが大切なのではないかなというふうに思います。

それに向かってやることによって町民が一つになる、みんながこれに向かっていけるという、そういうものが一つできるのではないかなというふうに思うわけでございますので、ぜひとも提案の可能性を私は願っておりますので、進めていただきますようによろしくお願いをいたします。

次に、住民の声を聞くには、私たち議員や地域の区長さん、また各種団体からの要望などが、町民が何を望んでいるのか聞く機会が多くあるというふうに思います。

そしてまた、新年度予算の中でもその声に応えられた事業も私は多くあるというふうに思っております。新年度予算の施策がさらに町民の安心安全で、還元できるような事業でなくてはなりません。町民が納得できるような事業であり、町民生活の安定を図るような事業の推進でなくてはならないというふうに思っております。

そのためには、行政の説明責任が私は大きいのではないかなというふうに思っております。今までの行政のいろいろな説明の中で、私たちもそれなりに解釈をし、また結果を出すわけでございますが、私たちも町民の皆様にお声にやはり応える、またそれを返すということも私たちの責任でございますので、行政の説明責任が大きいということをどのぐらいのお考えでおられるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思っております。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) 説明責任ということであります。とにかく新しい事業を進めるということになりますと、やはり課題解決型とは言いながら、その取組の姿勢において様々な場面で賛否両論が起こるということは間違いなくあります。

あるところを立てればあるところが引っ込むということもある中で、やはり今言われ

ましたように、議会の皆様も住民の方々に説明していくという中においても、今後におきましてもそれぞれ新規項目、そして従前の事業におきましてもしっかりと説明する資料等の作成にあたりましても、また納得いただけるような形にして、今後とも施策を進めていかざるを得ないと思っております。

- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) よろしくお願いいたします。

私は、本当に「みんなでつくる元気な幸田」みんなで作っていく、そしてみんなが元気になる幸田であっていただきたいし、また誰一人取り残さない幸田町を目指すためにも、やはり説明責任は大きいかなというふうに思っております。

それぞれの予算の事業の詳細は、今後、予算特別委員会で行ってまいりますので、よ ろしくお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長(稲吉照夫君) 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

○議長(稲吉照夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) 令和3年度予算でございますけれども、過去最大の予算計上となったわけでありますが、このところ毎年過去最高というような一般会計の予算計上が行われてきております。

これは、社会情勢あるいは国による施策によっても上がってきているわけでございますけれども、しかしながらこうした社会情勢の変動は町財政にとってもやはり大きな変動をもたらすということで、とりわけ今回はコロナ禍の中で厳しい財政状況が予想されるということでございます。

また同時に、法人町民税に至っては、消費税10%引上げに伴い6%と法人町民税が引き下げられたわけでございます。令和3年度におきましては、法人町民税も1億5,000万円ほどしかないという状況の中で、さらにこの制限税率いっぱいの引上げ、これは効果を考えるとどうかなとも思うわけでございますが、しかしながら、やはり自主財源の確保としてこうした制度的に認められているものは有効に活用しながら、少しでも税収アップにつながることを図るべきではないかというふうに思うわけであります。

そうした点におきまして、再度お尋ねするものでございますけれども、この制限税率いっぱい、いわゆる8.4%への引上げ、この考えについて伺いたいと思います。

次に、今回の税収の落ち込みでございますけれども、これは過去にもございましたリーマンショック、こうしたときにおける減収補填債、こうした対象になるのかならないのか、これについてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 税務担当参事。
- ○税務担当参事(山本智弘君) 税収につきましては、ここ3年ほどは85億円前後で計上

させていただいておりました。が、令和3年度におきましては、平成29年度以来となります80億円を割り込みまして、前年度比では7.9%減の79億5,050万円ということで計上させていただいております。

御質問のとおり、特に法人町民税の法人税割にあっては前年度比で89.1%の減、3億6,900万円のマイナスということで、初めて均等割額を下回るような状況になりました。確かに、まさに厳しい落ち込みであると言えると思います。

この要因につきましては、本町の法人税割の特徴でもあるわけですけれども、御承知のように、特定の大手企業への依存度が大きいということであります。その業績がそのままその年度の税収に跳ね返ってくるというところが、安定税収とならないところでもあります。まさに3年度については、その厳しいほうの影響を受けるといったようなことになったものであります。

そうした税収の落ち込みに対して、税率を上げて対応ということであります。法人税割の税率は先ほども言われたように、12.3%あったものが一部国税化によりまして、9.7、そして6となって、現在ではかつての半分ほどになってしまっているという現状はあるわけでございます。

ただ、これに対して、法人が納める総額が変わったわけではありません。国の事情によってその配分が変わっているということで、その負担を税率を上げて法人側に求めるということは、少し無理があるのかなと思っておるところであります。

一方、本年度からは、法人事業税交付金という形で、一部国税課に伴う減収分の補填 措置も取られております。召し上げられっ放しではなくなったというところでもあろう かと思います。

御質問の制限税率をといったことにつきましては、これまでの答弁から進展はないわけでありますけれども、税収が減ったということのみをもって、税率を引き上げるといったことは考えておりません。

税率につきましては、標準税率を超え、納税者に新たな負担を求めるとなれば、その 大前提として徹底した歳出削減とその上での財政上の必要性がなければ、納税者の理解 は得られないと思っております。

本町については、交付税も不交付でありますし、ふるさと寄附金も多くいただいております。現状において、法人税割のみならず、いずれの町税についても超過税率を採用することについては考えておりません。

税担当部局としましては、税収が一般会計歳入の半分程度を賄う最大の自主財源であるということを常に意識して、賦課徴収にあたっております。十分で安定的かつ応益性のある税収を確保するためには、人口及び企業の増加による個人町民税や固定資産税といった安定税収の増加を目指すべきと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 減収補填債のことにつきましてお問合せをいただきましたので、 それについてお答えをさせていただきます。

議員申されましたように、平成27年度におきまして、減収補填債につきまして本町 におきましても発行のほうはさせていただいた経緯があるということではございます。 減収補填債につきましては、改めてお伝えいたしますと、これは普通交付税で算定されました基準財政収入額と実際の税収額との差額の範囲内で発行することができる起債であるということでございます。

現時点におきましては、必ず税収状況を見た上でということにはなりますけれども、 必ずできるとは断言はできませんけれども、この発行をする可能性というものはあると いうことで考えておりますので、状況によってはというところで今、思っているところ でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 安定税収を政策として掲げながら、法人町民税の超過課税はしないよと、こういうことをおっしゃるわけでございますけれども、しかしながらこうした企業10億円以上、こういうふうに一定の資本金を持つ企業に対しての超過課税というのは、やはり考えていくべきではなかろうかというふうに思うわけであります。

やはり大企業になりますと、内部留保とかいろいろと、また国からの減税というものも認められているわけでございますので、そうした点におきますと、やはりこの地方自治体に認められている超過課税というものも、やはり考えていく必要はあるかというふうに思います。

ちなみに、今回この超過課税で課税した場合の自主財源は、来年度で考えると幾らく らいになるのかお尋ねしたいと思います。

それから、過去には減収補填債、これ減収に伴うこうした国が許可する、そうした起債があったわけでございます。そういうものについて、やはり必要なときにはこうしたものも活用していくということも必要ではないのかなというふうに考えるわけでございます。

令和3年度は、起債もかなり借りられる予定でございますので、そうした対応はしなくてもいいかもしれませんけれども、必要な財源の確保、借金ではありますけれども、必要な財源の確保ということには、こうしたものも活用する道もあるのではなかろうかなというふうに思うわけであります。

次に、国は少人数学級、この推進をし、令和3年度から小学校2年生からということで実施をされるわけでございますが、愛知県は小学校2年生までやっておりますので、小学校3年生から35人学級、これは確実に実施できるのかということと、それから計画的にこれを実施していく、そのためにはやはり教室を確保していく必要があるというふうに思います。

また同時に中学生、体の大きい本当に多感な時期の子どもたちがぎゅうぎゅう詰めで 勉強している、こういう状態はやはりなくしていかなければならない。そのためにも、 小学校と同じように35人学級の推進を、やはり早くしていかなければならないと私は 思うわけでありますが、その考えについて伺いたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 税務担当参事。
- ○税務担当参事(山本智弘君) 大法人には内部留保等もあるのでというようなことであります。いずれにしても超過課税につきまして、例えば隣の蒲郡市さんが平成13年から導入をして、今年度に一応終了ということのようであります。

それでそのときの状況を見ましても、厳しい財政状況の中、市長初め職員の給与カットをし、昇給停止もしてと。その上で、さらに教育施設の整備に必要だからということで13年に導入をしたというような経緯がございます。それで今年度で終了する経費としては、整備が終了するとともに、企業の負担をその分解くというようなことで、今年度で終了というようなことも聞いております。

いずれにしても超過課税、導入するとなると、やはり財政上の必要性があるのか、そしてまたどういった事業をやらなきゃいけないのか、事業をやらなきゃいけないのに財政上必要がある、だからということであれば考えるわけでありますけれども、先ほども申しましたふるさと納税等のこともあります、交付税もいただいておりません。そこまでの逼迫性はないという判断をしておる次第であります。

それから、来年度の予算の中でもし超過課税、制限税率いっぱいで採用したとすると、6が8.4になるということになりますので、単純に1.4倍になるような感じであります。なので、法人税割4,500万円で計上してありますものが、6,300万円ということになり、1,800万円の増収ということになります。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 減収補填債の活用についてということでの御意見だったという ふうに思っております。次年度の予算におきましても、起債が可能な事業に関しまして、 確かに現在、割と起債のほうを使わせていただいておるというような状況かなというふ うにも思っております。

減収補填債が発行可能な状況というものも、やはり決められておるところではございますので、そういった様々な事業を展開する中で、最終的には減税補填債の可能性も、必要に応じてはやはり検討しないといけないということだというふうに思っておりますけれども、その辺はしっかり状況を把握しながら、この起債というものの有効性にも着目をしながら、必要であればこれはやはり活用していくものだというふうに思っておりますが、いずれにしても借金ということではございますので、極力ないような形での運用というようなものも必要なのかなというふうに思いまして、合理的な運用を考えていきたいというふうに思うところでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 35人学級についての御質問でございます。

議員申されましたように、文部科学省は現在1年生が35人学級である、2年生以降6年生までを令和7年度までに実施するという方針を示しているところでございます。

それで愛知県は、議員申されましたとおり、現在2年生までやっておりますので、3年生以降を来年度実施するかどうかというところでございますが、今現在の計画でございますと3年生を来年度実施するということで、国よりも1年早い計画で6年生までの35人学級がこのままの調子で県がやればいけるのではないかというふうに、教育委員会としては判断をしておるところでございます。

それに伴いまして、幸田町は特に教室問題が非常に重要でございます。また教職員の 確保も全国的状況かと思いますが、愛知県でも非常に足りない状況があるというところ で、教員の確保も非常に重要な課題だと考えております。 さしずめ来年度はと申しますと、3年生を35人学級にすることによる影響はと申しますと、幸田小学校において3年生が今の計画ですと158人でございますので、本来ならば4教室でいいところを35人学級にするというところで5教室になるというところで1教室が増えるということになります。

これは、教室の転用ということで、幸田小学校については対応可能というふうに確認をしておるところでございます。ただ、このまま順次6年生まで行っていくということになりますと、やはり町内、今の住民基本台帳上のデータを元に、順次推計をしておるわけでございますが、深溝小学校と豊坂小学校が若干足りない時期が発生するというところが確認をされておるところでございます。

これにつきましては、深溝小学校は来年度予算でお願いしております内部改造、それから整備計画を来年度策定をしてまいります。そうしたことで、校舎の増築を検討してまいりますので、その中で35人学級を見据えた計画を立てて、建設に向けて進んでいくというようなことになろうかと思います。

それで豊坂小学校につきましては、適当な時期にその内部改造の予算をお認めいただき、内部改造する中で対応が可能と考えております。冒頭に申しましたとおり、教員確保についてはやはり愛知県にお願いするなりしていかないと、市町村単位ではなかなか解決できない問題かと思いますので、これは強力にお願いしてまいりたいと思います。

続きまして、中学生についてでございます。現在、国は中学生についてどうこうするという判断は示しておらないところでございます。したがいまして、ちょっとまだ6年生まで数年ございますので、その中で中学生について今後どうしていくのか。中学校の施設の問題もあろうかと思いますので、そういったことも含めて総合的に検討しながら、答えを出していきたいと考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 減税補填債について、ぜひ借りようとかそういう問題ではなくて、 やはり私は必要であるならば、住民に対してこれは予算がないから難しいよとか、そう いうことがないようにしていくためにも、必要があるならばやはりこうした活用もやっ ていくべきでないのかなというふうに思うわけであります。

しかし、それよりも何よりも、やはり現在の税収の中で事業をきちっと、無駄のない 事業を見直しながら、そしてなるべく起債を行わないようにしていくのは結構でござい ますが、そうした点でやはりこうした今の事業の見直しをしながら、無駄を省いて住民 福祉の増進に心がけていただきたいなというふうに思うわけであります。

少人数学級の推進で、中学生はまだまだ、国のほうは何とも言っておりません。しかしながら、やはり今、小学生よりも大きな子どもたちでありますので、そうした時期にぎゅうぎゅう詰めの教室で勉強していくというのはやはり大変であります。そういう点で、やはり計画的にこうした時期、教育委員会として見通しを立てながら、きちんと議会にも説明をしていただきたいなというふうに思います。

次に、コロナ対策でありますけれども、新年度予算にもコロナ対策は引き続き行われているわけでございますけれども、やはり今、中小業者が大変な時期でございます。そうした中小業者の支援というのをやはりもっと具体的に進めるべきではなかろうかなと

いうふうに思うんですが、これについてもお尋ねしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 企画部長。
- ○企画部長(薮田芳秀君) 今、議員申されましたように、減収補填債というものについての運用、こういったものにつきましては、やはり本当に必要な事業につきましては、借りてでもやはりこれは行うべきものでもありますし、また限られた税収も含めた財源の中でありますので、どういった事業を町民の福祉の増進のために活用していくことが必要なのかという見地に立ちまして、事業もやはり進めていかなければならないというふうに思っておりますので、引き続きそういった財政運用に心がけていきたいというふうに思うところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 中学生についてでございますけれども、まずは小学校の6年生までの35人学級を、しっかりとした施設整備をする中で、対応していくということに力を注いでいきながら、同時に中学生についてもより良い環境で学習できるようなことについて、しっかりと教育委員会の中で考えてまいりたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) 事前通告4番目の御質問ということでございます。

本年度、飲食店を始めとした中小企業の支援策として、町の実施したところの対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策協力金、これ休業業者への協力金でございます。小企業企業等振興資金等信用保証料補助金の増額、また飲食店応援チケットの発行事業など合わせまして、8事業のほうを実施しております。

次年度予算計上分といたしましては、家賃支援給付金の国の受付延長をしたことに伴いまして、町におきましても、幸田町小規模事業者等家賃支援補助事業のほうの受付のほうを延長分として計上させていただいております。

以上です。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) この中小業者支援でございますけれども、家賃支援におきまして はなかなか分かりにくいというようなことがありまして、実績としてまだ上がってきて いないというようなことも聞いておりますけれども、こうした点でやはりもっと申請が 楽にできるような、そういう仕組みと同時に、国の支援を待つのではなくて、町独自で もやはりほかの中小業者の支援を具体的に進めていくべきではないかなというふうに思 うわけであります。

以前、タクシー業者への支援とかいろいろと幅広い分野での支援を行ってきたわけでありますが、その後コロナ禍の今のこの状況の中で、さらに悪化している事業だってあるわけでございますので、そうしたところの調査もしながら、そして倒産することなく、廃業することなく、事業が続けられるような支援を考えていただきたいというふうに思います。

次に、新聞報道の空き家対策でございますけれども、先ほどから何人もの方が質問を しているわけでございますけれども、町長の熱い思いをお聞きをいたしましたけれど、 しかしながらまだ少し納得がいかない部分というのがあるわけであります。 確かにこうした古民家放っておくと、空き家になった場合は特定空き家になってしまうわけでございますよね。特定空き家になった場合はどうなるかというと、壊さなければならない、こういうようなことがあるわけですけれども、そういう状況の中でやはり歴史的な古民家を活用していくという、そういうことは反対するものではないわけでございますが、しかしながらやはり納得のいく状況の中でやっていくというのが、私も必要だというふうに思います。

その中で、空き家の利活用というと頭に思い浮かべるのは、やはり低額で活用ができるのかなという、そういう思いがあるわけですよね。ところが一般的な考え方よりもはるかに、25万円も月々払わなくちゃいけないのとか、こういうふうになるとちょっと町民の感覚から外れるわけですね。

そんなんだったら、町でやはりきちっとほかのものを活用したほうがいいんじゃない、例えばつつじ会館だってずっと古民家のまま、そのまま使ってますよね。そういうことだってあるわけです。そうした活用も少し考えていくべきじゃないのかなとか、そういう声も漏れ聞くわけでございます。

ですから、やはり住民が使いやすい、そして今どき駐車場のないところはないわけですから、そうした駐車場の確保ができるところとか、いろいろとあるわけですので、やはり最後に思うんですが、借りた後、家賃を払って最後に修理した部分も含めて、本人に返すよと。これでは何のために空き家活用して、そして修理したか分からないというふうになりますので、やはりこれは永続的に借りる、そういうような活用方法でやっていくということが私は必要じゃないのかなというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) 空き家活用の話に先にいってしまいます。

今おっしゃるとおりでして、もしできることなら、先ほどつつじヶ丘会館という話も 出ました。でもやはりそこに一つの、どういう施設を、例えば交流会館でも何でもいい ですけれども、受皿をどういう団体だとか、また町がどういう活用をしていくかという ことになると、また中央公園の中でもあるので、また少し時間がかかったりはします。

もちろん空き家の活用も、実は公共用地を買って、また永遠に公共用地だったら使えるわけですけれども、空き家活用についても私にとっては、将来的に原状回復ということも含めて、10年から15年スパンぐらいの中で利活用できれば十分じゃないかなと、またそれが経費的に公共用地を取得して建てるよりは得ではないかな、もちろんそこを使う団体だとか利用の目的そのものが、もったいないとか、そういう議論ももちろんあるわけですけれども、今後につきましても今おっしゃるとおり、費用負担の面につきましては様々な御意見があるということで、個人との契約そして民間との契約におきましても、費用の積算そしてまたこういう施設で費用が高くなるんだけれども、割高感にはなるんだけれども、こういう機能を備えるので高くなってしまいますとか、様々な形で御説明をする中で、御納得いただくような機会に努めてまいりたいと思っております。

- ○議長(稲吉照夫君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(鳥居栄一君) 通告4番のほうでございますが、議員おっしゃるとおり、

さらなる支援対策や延長、今後の状況や国・県・近隣市の支援状況など、情報収集に努め、なおかつなるべくこういったものをやる場合はなるべく楽な申請になるような、そういった検討、対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) この空き家対策でございますけれども、やはり個人の財産でございますので、後々費用負担の問題とか、あるいは契約にあたっての行為で問題のないようにやはりしていくということも必要であります。

そうした点におきまして、納得のいく方法でやっていただきたいということと、それからいつも思うんですけれども、前回の幸田駅前銀座でもそうでした、後からそうした点で町長が先に提案をしながらやってくると、例えば委員会でのそういうことを投げかけて、それを十分、時間をかけて審議する、そういうことがないわけであります。

やはり納得と理解の元でいろんな事業も進めていっていただきたいということをお願いして終わります。

- ○議長(稲吉照夫君) 町長。
- ○町長(成瀬 敦君) でんの空き家対策も同じであります。やはりコロナ対策で、大変高額な賃料を借りてやっておる、しかも駅前の一等地であることには変わりない、しかも最初の説明のときでは社会活動、サロンというような形で、何らかの形で利活用はできないかなということでありました。

もちろん、利用率とかどうやって利用しておるかということも重要なので、何とか埋められるべくそれぞれの団体にお話をして、こういったでんの空き地ができたということでお話はさせていただいておるわけですが、やはりコロナ禍の中でなかなか合意を得るような利用の形態について、諸団体とうまく機能していないというのが現状です。

今言われたように、少しずつ試行錯誤でありますけれども、小さな、たまたま今日もこども食堂だとかいう話が出ておりましたけれども、少しでも利用できるような話を聞きながら、何らかの形で、またテイクアウトだとかそういう観点も入れながら、本来であれば社会教育サロンというような形が私は一番望みでありますけれども、何と言ってもやはり常に空いておるという状態は、私にとっては非常に気になるし、これは無駄遣いと言われかねないので、その辺はもうちょっと時間をかけたいと思っておりますが、何分にも言い訳ではありませんけれども、対策を取っておっても、コロナ禍の中でなかなか、打合せだとか、一つの結果が見出しにくいという現実を早く抜け出して、皆さん方に御理解いただけるような展開をしていきたいと思っております。

○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) 国保税につきましては一般質問を行ったところでありますけれど も、しかしながら予算についての説明を求めるものであります。

毎回6月になりますと、国保税条例の改正等が行われるわけでありますけれども、そうした点におきまして、先に予算の中にいろいろと来年度予算に汎用するという形の中でそうしたものが見込まれているわけでございます。

それで令和3年度予算におきましての国保税の改正というのはどう考えておられるのか、何いたいというふうに思います。所得割、そして平等割、そして均等割、こうした点での見直しというのは考えられておるのか、それとも据置きなのか、引き下げなのか何います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 国民健康保険税の令和3年度の課税の方針ということでご ざいます。

まず、例年行っておる課税限度額の引上げということでございますけれども、これは 政令等でこちらのほうに座りましてお願いをしていることでありますけれども、令和3 年度につきましては、引上げは予定をされておりません。これは新型コロナの影響を踏 まえて、昨年の11月にある程度の引上げを見送る、据え置く方針を示されておるとこ ろでございます。

ですので、令和3年度は現在の最高限度額が99万円、これで維持がされていくということになっております。

それから、町として税率の改正をするのかどうか。こういったものにつきましては、 据置きという形で進めさせていただきたいというふうでございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 国におきまして、2022年度から均等割の見直しが、就学前に つきまして2分の1というような形の中で言われております。こうした機会を捉えて一 般質問でも取上げましたように、子どもの均等割の廃止を考えていく、この考えに来年 度いっぱい考えていくおつもりがないかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、国保会計は今、県単位になっております。そうした点で、県から標準的な金額が示されるわけであります。そういう中で、今回の一人当たりの納付金額は幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) まずは国において子どもの均等割の見直し、こちらのほうが令和4年度から、未就学児を対象に一律5割ということで、子ども均等割軽減を導入すると、こういった方針が示されておりますので、本町につきましても、その令和4年度に向けまして作業のほうを進めていく考え方でおります。

この均等割の廃止ということも言われたわけですけれども、均等割の廃止ということになりますとかなりの予算を必要とします、年間1,600万円程度の試算をしておりますけれども、こういったことも検討は進めていきたいと思っておりますけれども、国の財政支援を受けられる範囲、これにつきましては積極的に行っていくと。町負担分が

新たに発生する内容については、慎重に進めていきたいというふうに考えております。 それから、一人当たりの納付金額、こちらにつきましては、毎年1月になりますと本 算定ということで、県のほうから県単位化、平成30年度から行われておりますけれど も、示されてきます。そちらの一人当たりの納付金額については、幸田町の場合、13 万7,741円というふうになっております。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 来年度予算で子どもの均等割の見直しのシステム改修等も行われてくるかというふうに思うわけでございますが、これが国は就学前の子どもたちでありますが、しかしながらやはり子どもの定義で言えば18歳というようなことになるわけでございます。ですので、国に上乗せをしながら、18歳までの子どもの均等割、この見直しをすべきではないかというふうに思います。

そうした点で、やはり検討していくべきではなかろうかと。子育て支援としても、国は就学前を5割にするというふうに言っているわけでございますので、さらに町としては子育て支援として、18歳までの子どもの均等割の廃止、あるいは2分の1にしても、やはりやっていくべきではなかろうかというふうに思いますので、再度御検討をいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(林 保克君) 子どもの均等割の廃止につきましては、これ軽減も含めまして、県内でも数市町が導入をしておるということがございますので、この辺のところを研究して、令和4年度、この5割一律軽減ということもございますので、併せて検討を重ねていきたいというふうに思っております。
- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題になっております第2号議案から第8号議案までの7件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を3月19日までに取りまとめ、来る3月22日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に印刷配付のとおりでありますから、よろしくお願いいたします。

日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第14号議案から第22号議案までの9件は、内容も 非常に多岐にわたっておりますので、慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置し これに付託し、委員の定数は議長を除く14名といたしたいと思います。これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、第14号議案から第22号議案までの9件は、議員14名を予算特別委員会 委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互 選をお願いします。

委員長の互選は、3月10日木曜日午前9時より、議場においてお願いいたします。 なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委 員であります11番、都築一三君にお願いします。

審査の結果は3月19日までに取りまとめ、来る3月22日の本会議で報告願います。 ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に印刷配付の会期日程では、3月8日、月曜日は本会議となっておりますが、 質疑は本日で全て終了しました。

よって、3月8日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって3月8日の本会議は、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月22日、月曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 令和3年3月5日

議長

議員

議員